

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	142 件
国民年金関係	38 件
厚生年金関係	104 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	72 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年3月までの期間及び45年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から41年3月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで

私は、申立期間①当時の国民年金保険料は、自宅に来る納付組合の集金人に、母と一緒に納付していた。また、申立期間②当時の保険料は、納付書により金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍によると、申立人は、昭和24年に養子縁組をして姓が変更されていることが確認できるところ、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿には、申立人の姓が記録されていない上、申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認整理票、申立人が所持する44年4月1日発行の国民年金手帳によると、申立人の姓は旧姓で記録されているとともに、上記検認整理票には、養子縁組後の姓が正当と記録されている。また、納付済みと記録されている申立期間②直前の44年10月から45年3月までの国民年金保険料について、上記の検認記録票及び所持する手帳によると、納付日及び納付場所が相違して記録されているなど、申立人の納付記録等の管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

さらに、申立人は、保険料の納付方法等の納付状況について具体的に記憶している上、申立期間①当時に保険料と一緒に納付していたとする母親は、当該申立期間を含み、保険料を完納していることが確認できる。加えて、申立人が所持する領収証書によると、申立期間②直後の保険料を昭和45年8月31日に納付していることが確認でき、その時点で申立期間②は保険料を

現年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60 歳に至るまで国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 54 年 11 月まで

私の国民年金は、昭和 48 年 9 月ごろに、妻が区役所出張所で夫婦二人の加入手続を行い、同出張所で夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。また、54 年 12 月ごろに他県へ転居し、妻が市役所で転居に伴う手続をした際に、保険料をまとめて納付することを勧められて市役所で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、54 年 12 月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。また、保険料を納付していたとする申立人の妻は、転居に伴う諸手続の際に国民年金の手続をした状況等について具体的に記憶しているとともに、申立人が居住していた市では、当時、国民年金の加入勧奨及び保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できる上、申立人は、55 年 4 月以降、60 歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち昭和 48 年 9 月から 54 年 3 月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、夫婦の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入時期及び保険料をまとめて納付した期間、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から50年9月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶はないが、結婚後に居住していた区では、区役所出張所で国民年金保険料を納付していた。また、その後に転居した区においては、納付書により、区役所出張所や郵便局で保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和49年4月から50年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年1月ごろに払い出されており、また、申立人が所持する年金手帳に記録されている最初の住所地の申立人の住民登録は50年1月に行っていることが確認できることから、当該期間の保険料の納付書は申立人に交付されていたものと認められるとともに、住民登録の時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。さらに、申立人が保険料の納付場所と説明する区役所出張所は、当時開設され保険料の収納事務を取り扱っていたこと及び申立人が当時居住していた区では、郵便局で保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立人は申立期間後の保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち昭和38年6月から49年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年1月ごろに払い出されているが、申立人は、国民年金の加入手続等の諸手続を行った記憶がなく、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無い上、当該期間当時に申立人が居住していた各区の保険料の納付方法は、印紙検認方式から納付書方式に、当該期間の途中で移行しているが、申立人は、印紙で保険料を納付した記憶が曖昧であり、さかのぼって保険料を納付した記憶も曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から50年3月まで

私が20歳を過ぎてから、母が、国民年金の加入手続きを行い、母及び父の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年2月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は過年度納付していることが認められる。また、保険料を納付していたとする母親及び父親は、国民年金制度発足の36年4月から60歳に至るまで保険料をすべて納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間のうち昭和43年3月から49年12月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和47年7月から49年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、郵便局でまとめて納付した記憶がある。また、申立期間③については、領収印は無いが、領収証を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は厚生年金保険の被保険者となってからも、住所変更の手続を適切に行っていることが確認でき、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

申立期間①については12か月と短期間であり、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該期間直後の昭和44年4月から同年9月までの保険料を、45年3月6日に区役所の窓口で納付したことが認められ、その時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、当時、区役所の窓口で過年度保険料の納付書を発行することが可能であったことが確認できるとともに、郵便局等の金融機関に過年度保険料の納付書が備え付けられており、区においても過年度保険料の納付勧奨を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については6か月と短期間であり、申立人は、上記のとおり、当該期間直前の保険料を区役所の窓口で納付しているほか、この納付の際

に、現年度保険料の納付書を交付することが可能であったことなどを踏まえると、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

2 しかしながら、申立期間③については、申立人が領収証として所持するものは、保険料を収納した側が受領する領収済通知書であって、領収証書ではない上、領収印は確認できない。このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間を含む昭和45年4月以降、厚生年金保険の被保険者であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月
② 昭和 45 年 8 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 46 年 7 月から 47 年 2 月まで
④ 昭和 53 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。その後は、妻が A 職員に納付書と現金を渡し、保険料を納付しており、所得税源泉徴収簿には国民年金保険料を含む社会保険料控除額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間の直前の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が所持する昭和 55 年分から 62 年分までの所得税源泉徴収簿には「社会保険料控除額」としておおむね申立人夫婦二人分の国民年金保険料を含むと考えられる金額が記載されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付状況及び厚生年金保険と国民年金との切替手続に関する記憶が曖昧である上、当該期間の始期の昭和 45 年 6 月から終期の 47 年 2 月までの期間について、申立期間②のうち、申立人の妻が厚生年金保険に加入していた 6 か月間を除き、申立人夫婦の未納期間及び納付済期間は一致しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 6 月
② 昭和 45 年 8 月
③ 昭和 46 年 3 月
④ 昭和 46 年 7 月から 47 年 2 月まで
⑤ 昭和 53 年 1 月から 61 年 3 月まで

私の夫は、市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。その後は、私が A 職員に納付書と現金を渡し、保険料を納付しており、夫の所得税源泉徴収簿には国民年金保険料を含む社会保険料控除額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤については、当該期間の直前の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の夫が所持する昭和 55 年分から 62 年分までの所得税源泉徴収簿には、「社会保険料控除額」としておおむね申立人夫婦二人分の国民年金保険料を含むと考えられる金額が記載されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は保険料の納付状況及び厚生年金保険と国民年金との切替手続に関する記憶が曖昧である上、当該期間の始期の昭和 45 年 6 月から終期の 47 年 2 月までの期間について、申立人のみが厚生年金保険に加入していた 6 か月間を除き、申立人夫婦の未納期間及び納付済期間は一致しているな

ど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5809

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和37年4月から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は36年3月に払い出されていることから、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 5810

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで

私は、会社を退職後、昭和 52 年 9 月以降の国民年金保険料をすべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び平成 16 年 4 月から同年 6 月までの期間を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 6 か月と短期間である上、オンライン記録から、申立人は、現年度納付しなかった期間については過年度納付することにより、未納とならないよう保険料を納付していた状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から同年 12 月まで

私は、町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金加入期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 11 か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 1 月時点では、申立期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた町の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致し、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年3月まで

私は、昭和58年9月の会社退職後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年5月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と合致しており、保険料を納付したとする金融機関は当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、同居していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から48年7月まで

私は、昭和46年2月に国民年金の加入手続を行い、当時、隣で中華料理店を営む義兄の車に乗せてもらい、役場で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年2月時点では、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立人の、国民年金の加入の時期、手続の場所、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶は具体的であり、その内容は当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

私は、昭和48年に、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私が夫の分と一緒に納付した。その後、49年から50年ごろ、市役所で「未納となっている保険料をさかのぼって納付できる」と言われ、何回かに分けて夫の分と二人分を納付した。申立期間の保険料が私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された昭和48年2月時点では、申立期間のうち46年4月から48年3月までの期間は現年度及び過年度納付により、また、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする49年から50年は第2回特例納付の実施期間中で、45年4月から46年3月までの期間は特例納付により納付することが可能な期間である上、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出され、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫の申立期間の保険料は、特例納付及び過年度納付により納付済みである。

さらに、申立人の、保険料納付の契機、納付方法、納付場所等の記憶は具体的で、当時の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和45年4月から同年6月までの期間及び45年8月から46年6月までの期間は、厚生年金の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、

当該期間の記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月及び 46 年 7 月から 48 年 3 月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 6 月まで

私は、国民年金の加入手続時に過去の未納分の国民年金保険料もまとめて納付したはずである。平成 15 年に社会保険事務所に相談に行った際、「同姓同名の人が誤って記録されている」旨の指摘を受け、記録を補正してもらったが、補正後は申立期間の記録がなくなってしまった。申立期間の保険料が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 7 月時点では、申立期間は強制加入期間であり、過年度納付することが可能な期間である。さらに、加入手続時に申立期間の前後の厚生年金保険の期間を申告しさかのぼって納付することを伝えたこと、さかのぼって納付した期間、保険料の納付時期、納付方法及び納付場所等の申立人の記憶は具体的である上、当時の納付制度と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間、49年7月から同年9月までの期間及び50年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで
③ 昭和50年7月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、亡くなった夫がすべて夫の分と一緒に納付していた。夫が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、3か所で合計15か月と比較的短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は、納付済みである。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている上、申立期間の前後で住所変更等の生活状況に変化は無いなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から47年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた会社の社長から10万円のお金をもらい未納分の保険料としてさかのぼって納付した。私の同僚も、社長から未納分保険料として3万円のお金をもらい、納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする昭和49年ごろは、第2回特例納付の実施期間中である。さらに、申立人の特例納付の契機、納付した期間、納付場所等の記憶は具体的である上、申立人が社長からもらったとする金額は、記録上特例納付で納付済みとなっている期間と申立期間とを特例納付するのに必要となる保険料額とおおむね一致しているほか、当時の社長は申立人に対し申立期間の保険料額とおおむね一致している金額を保険料として渡したと証言しており、申立人の同僚もそのことを肯定しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、大学を退職後、しばらくして国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付した。母親も証言している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 11 か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 53 年 10 月時点では、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。さらに、国民年金の加入手続の契機、手続の時期、手続の方法、保険料をさかのぼって納付した期間、納付方法、納付場所等の申立人の記憶は具体的であり、その内容は当時の納付方法と合致している上、申立期間に同居していた申立人の母親は、申立人が退職時にさかのぼって保険料を納付していたと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年11月から41年9月まで
② 昭和42年6月から51年9月まで
③ 昭和52年4月から53年12月まで

私は、国民年金の加入手続をした後に、特例納付で未納分の国民年金保険料を納付すれば満額の年金が受け取れると聞き、さかのぼって保険料を納付した。約40万円と約20万円の領収書を所持していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年1月時点で、国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間であり、当該期間直前の51年10月から52年3月までの期間の保険料は過年度納付されているなど、当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は一括納付した時期に関する記憶が曖昧である上、自身が所持していたとする合計約60万円の領収書の保険料額が一人分の保険料額であるか、夫婦二人分の保険料額であるかの記憶も曖昧である。また、申立人には、当時、昭和43年*月生まれの長男と47年*月生まれの長女がおり、56年*月に前夫が亡くなった後、受給できるはずの母子年金を受給していなかったことについて、前夫死亡日の前日の時点で当該期間の保険料が未納であったため、受給要件を満たさなかったものと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から42年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から42年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和58年1月から同年6月まで
④ 昭和61年4月から62年3月まで

私は、国民年金加入時に、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後は、区役所出張所や金融機関等で納付していた。マンションを購入し、生活が苦しくなったため申請免除を行ったが、年金を多く受給するため追納もしてきた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④の保険料が追納とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年1月から42年3月までの期間については、申立人は、国民年金加入時に国民年金保険料をさかのぼって納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された42年4月時点では、当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である上、当該期間直後の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうちの昭和36年7月から39年12月までの期間、申立期間③及び申立期間④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①のうちの36年7月から39年12月までの期間については、申立人の手帳記号

番号が払い出された 42 年 4 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間③については、申立人の夫も自身の保険料が未納であり、申立期間④については、オンライン記録から当該申請免除期間の保険料の追納の申出を行っていないことが確認できる上、夫も自身の当該申請免除期間の保険料を追納していないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から 42 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、国民年金制度の開始後、すぐに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてきた。婚姻後も夫婦二人分の保険料をきちんと納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間は 12 か月と短期間の 1 回のみであるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から46年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私は、婚姻後、町会を通して夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫の保険料は納付済みで私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後は申立期間を除き60歳に達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和42年1月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であったこと、申立人と共に保険料を町会の集金人に納付していたとする夫の当該期間の自身の保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間を含む昭和46年7月から48年3月までの保険料の領収証書があること、申立期間③については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であることなど、これらの期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで

私の妻は、勤務先の休憩時間などに区の事務所や郵便局で私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和42年度から加入資格喪失の前月の平成6年2月まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ3か月、6か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする区の事務所及び郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの期間、58 年 1 月から 62 年 9 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 62 年 9 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、申立期間当時、自身の国民年金保険料を納付するとともに、納付した保険料額は、夫の確定申告の際、控除額として申告書に記載していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの期間、58 年 1 月から 62 年 9 月までの期間及び 63 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人が所持する申立人の夫の当該期間が属する年の確定申告書に記載されている国民年金保険料の支払額は、それぞれの年の一人分の保険料額におおむね一致している上、申立人夫婦は、申立人の夫の保険料を納付した記憶がなく、申立人が申立人の夫の確定申告の手続を行っていたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月から 55 年 12 月までの期間、57 年 1 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付頻度、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 56 年 1 月から同年 12 月までの期間、58 年 1 月から 62 年 9 月までの期間

及び 63 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年3月までの期間及び44年3月から45年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から43年3月まで
② 昭和44年3月から45年6月まで

私は、国民年金に加入した時に過去10年間分の国民年金保険料をさかのぼって納付したが、その後、申立期間の国民年金保険料が過誤納付であったとして還付された。納付後25年以上も経過してから還付された上、未納期間と扱われることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、①申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和48年3月ごろ国民年金の加入手続を行い、20歳になった37年*月にさかのぼって強制被保険者として資格取得処理が行われていたことが確認でき、②申立人が所持していた領収証書から、48年4月11日に時効により、本来、納付できなかった期間を含む37年*月から48年3月までの期間について、第1回目の特例納付を利用して納付した場合におおむね相当する額を納付していたことが確認でき、③当該期間の国民年金保険料については、平成13年の厚生年金保険裁定請求時まで過誤納付とされず、納付済みと記録されていたことが確認できる。

一方、申立期間は本来国民年金に加入することができない期間であり、厚生年金保険被保険者期間との重複であったとして、平成13年2月23日に申立期間の定額保険料に相当する国民年金保険料額(申立期間の保険料納付額の一部)の還付が行われている。

しかしながら、行政側には、①本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間を国民年金の被保険者としたこと、また、②特例納付すること

ができなかった時期にそれに相当すると見られる納付書を作成し国民年金保険料を納付させたこと、更に③納付後においても速やかに過誤納付による国民年金保険料の還付手続きを行わなかったこと、等の事務処理上の過誤が認められる上、納付された額は28年間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

さらに、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みで年金額の計算の基礎とされず、国民年金保険料の還付処理が行われた結果、国民年金の保険料納付期間ともされないばかりか、申立人が領収証書記載の額を納付してから既に25年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、国民年金被保険者となり得ないことを理由に申立期間の被保険者資格を認めず納付済期間としないのは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの期間及び50年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から同年12月まで
② 昭和50年4月から同年9月まで

私達夫婦の国民年金保険料は、妻が納付しており、申立期間は、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、確認できる保険料の納付日は夫婦同日である上、申立人の保険料を納付していたとする妻の申立期間の保険料は納付済みとなっている。さらに、申立期間はそれぞれ3か月及び6か月と短期間であり、申立期間①については前後の保険料が納付済みとなっており、申立期間②については前月までの保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から41年3月まで
② 昭和43年4月から同年6月まで

私は、申立期間当時、そば屋に住み込みで働いており、店主が給料から国民年金保険料を天引きし、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の保険料は納付済みとなっている上、申立人の保険料を納付していたとする雇用主の当該期間の保険料も納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の雇用主が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする雇用主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年6月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の雇用主が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から46年10月まで

私の国民年金保険料は、父が国民年金の加入手続を行い、20歳から結婚するまで納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間のうち昭和45年1月から46年10月までについては、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年2月時点で、現年度及び過年度納付で保険料を納付することが可能な期間である上、申立人と手帳記号番号が連番で払い出され、申立人と一緒に父親が保険料を納付していたとする妹は、20歳に到達した46年*月までさかのぼって保険料を納付している。さらに、姉妹の保険料を納付していたとする父親も国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、父親が申立人の加入手続を行った時点でさかのぼって納付することができる当該期間の保険料を納付していたと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和43年3月から44年12月までについては、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年11月まで

私の両親は、私が20歳のときから結婚するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間②については、当該期間前の保険料は納付済みとなっている。さらに、当該期間当時、申立人が居住していた区の保険料の納付方法は、集金人による印紙検認方式であったことから、当該期間についても集金人が訪れ、保険料を収受していたと考えられる上、申立人に係る年金手帳記号番号払出簿には「喪」の印が押印されていることから、両親が申立人の昭和41年12月の婚姻時まで保険料を納付し、婚姻時に喪失の手続を行ったと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年4月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない。また、申立人は両親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いていないと証言しているなど、申立人の両親が当該期間の保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年9月から46年11月まで
② 昭和54年2月から55年2月まで

私は、実家で漁師をしていて、20歳になった時、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、妻が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から60歳到達時までの保険料を完納しており、当該期間当時同居していた申立人の妹も20歳の加入時から現在までの保険料をすべて納付している。また、申立人は、母親が自宅に来ていた集金人に、申立人及び母親の保険料を納付していたと説明しており、保険料を納付していたとする母親及び当時集金を行っていた元民生委員による保険料の納付方法、申立人家族の保険料の納付状況等に関する証言は具体的で申立人の説明とも合致するなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は保険料額等の記憶が不明確である上、当該期間の自身の保険料も未納であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和44年9月から46年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間、46年10月から同年12月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から44年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和46年10月から同年12月まで
④ 昭和57年1月から同年3月まで
⑤ 平成2年4月

私は、会社を退職後すぐに国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きをし、保険料は母が納付してくれていた。結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③、④及び⑤については、申立人は、昭和44年4月以降当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は44年6月ごろに払い出されており、いずれの期間についても現年度納付が可能であること、当該期間は3か月及び1か月とそれぞれ短期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、国民年金加入時にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間、46 年 10 月から同年 12 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和54年10月から同年12月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を夫婦一緒に、集金人に印紙納付で、後に納付書で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、昭和41年4月以降当該期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みであることなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和41年4月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和52年の結婚を機に国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に漏れなく納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、51年4月以降、申立期間を含め60歳到達時までの保険料をすべて納付している。

また、申立人の居住する市で保管している国民年金被保険者名簿により、申立期間前後の昭和52年4月から54年3月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、当該納付時点において申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとする父親、母親及び同居の叔母は、昭和40年4月以降60歳到達時までの保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は49年7月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から同年9月までの期間、48年7月から49年3月までの期間及び54年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から同年9月まで
② 昭和48年7月から49年3月まで
③ 昭和54年4月から同年6月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ4か月、9か月、3か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年8月時点では、申立期間①の保険料を過年度納付することが可能である上、申立期間②及び③の前後の期間の保険料も納付されている。さらに、印紙検認により区の集金人に保険料を納付し、納付書により保険料を納付したこともあるとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法及び当時の過年度納付の方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 51 年 12 月まで

私は、20 歳になった昭和 44 年*月ごろ国民年金に加入し、最初の 1 年間か 2 年間は、自分で国民年金保険料を納付し、その後結婚するまでは、両親が保険料を納付してくれた。結婚した 51 年 2 月からは、夫婦で二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、結婚したとする昭和 51 年 2 月から同年 12 月までの期間については、申立人は、当該期間の直後から 60 歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を行っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から 51 年 1 月までの期間については、申立人及び申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当初を除き保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、両親に納付してもらったようになった時期の記憶が曖昧である上、当該期間当初自身が納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人及び申立人の両親が申立人の申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年7月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年2月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の母は、昭和 60 年 4 月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間前後の期間と同じように保険料を納付していながら、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月以降申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 12 か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は 62 年 5 月に払い出されていることから、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立期間直前の 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、国民年金の加入手続が遅かった申立人は受給資格期間を満たすために過年度納付したものと考えられるなど、過年度納付した期間直後の申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年4月まで
② 昭和51年1月から同年12月まで
③ 昭和56年3月
④ 昭和59年3月から同年9月まで
⑤ 平成4年10月及び同年11月

私は、会社を退職の都度、国民健康保険と国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、郵便局又は区の出張所で納付書により納付していた記憶がある。申立期間①、②、④及び⑤が国民年金に未加入で、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、当該期間直後の国民年金保険料は納付済みで当該期間は1か月と短期間である上、申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みであるなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当該期間はオンライン記録上未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間である上、申立人の所持する年金手帳には、当該期間の国民年金の資格取得の届出の記録が記載されていないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月
② 昭和59年4月から60年9月まで
③ 昭和61年5月から平成元年8月まで

私は、申請免除期間のうち、半分くらいの期間の国民年金保険料は追納した。65歳以降は納付できなかったが、それ以前は分割して追納したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和59年4月から60年3月までの期間については、申立人は、国民年金保険料の申請免除が承認された期間のうち半分程度の期間については保険料を追納したと説明しており、当該期間の保険料の追納の申出を行うことによって発行される申立人の追納納付書は62年4月及び平成6年3月に発行されていたことがオンライン記録により確認できる。また、申立期間①については、当該期間の前後の保険料が追納された時点で当該期間の保険料を追納することが可能であったこと、申立期間②のうち昭和59年4月から60年3月までの期間については、当該期間直前の昭和58年度分の保険料は3か月分ずつ定期的に追納されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和60年4月から同年9月までの期間及び申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の追納の申出を行った記録も確認できないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年3月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年2月28日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に営業担当取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給料から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月1日以降の同年4月6日付けで申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が訂正され引き下げられており、申立人の標準報酬月額が5年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円がそれぞれ9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、さかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿ではA社の取締役であるが、営業担当の専務

取締役であったため社会保険の関係業務には従事しておらず、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、同社の社会保険事務担当者は、上記記録の訂正当時に直接事務に関与をした担当者は特定できないが、記録訂正についての説明や相談は申立人である専務取締役には行っていないと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年3月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を平成8年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年5月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A協会に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A協会の退職日は平成8年5月20日で、5月分給与から厚生年金保険料も控除されており、厚生年金保険の資格喪失日が間違っって届け出されている。事業主も誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会の賃金台帳、在籍証明書から、申立人が申立期間も同協会に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び平成8年3月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が平成8年4月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を平成8年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年5月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A協会に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A協会の退職日は平成8年5月20日で、5月分給与から厚生年金保険料も控除されており、厚生年金保険の資格喪失日が間違って届け出されている。事業主も誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会の賃金台帳、在籍証明書から、申立人が申立期間も同協会に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び平成8年3月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が平成8年4月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年4月から同年8月までの期間及び15年4月から16年5月までの期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成11年4月から同年8月までの期間及び15年4月から16年5月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月6日から同年3月31日まで
② 平成11年4月1日から19年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、給与と大幅に相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出のあった給与支払明細書から、申立人は申立期間のうち、平成11年4月から同年8月までの期間及び平成15年4月から16年5月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をB社より給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づ

く標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書の厚生年金保険料額から、申立期間②のうち、平成11年4月から同年8月までの期間及び15年4月から16年5月までの期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人のA社に勤務していた申立期間①に係る平成9年1月及び同年2月、B社に勤務していた申立期間②のうち、11年9月から15年3月及び16年6月から19年1月については、申立人から提出のあった給与支払明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことは認められるが、9年1月及び同年2月、11年9月から15年3月及び16年6月から19年1月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年2月18日まで

社会保険事務所に厚生年金の加入状況について照会したところ、A社に営業担当取締役として勤務していた期間のうち、平成5年4月から7年1月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年2月18日以降の同年5月8日付けで、申立人を含む20人の標準報酬月額の記録が訂正されて引下げられており、申立人の標準報酬月額が5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円がそれぞれ26万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿ではA社の取締役であるが、営業担当の取

締役でリース出荷等の責任者として従業していたため社会保険の関係業務には従事しておらず、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、同社の他の取締役は、申立人は、会社経営、経理及び社会保険手続には一切関与しておらず工場勤務をしていたと供述しており、複数の従業員も、当時の社会保険事務は本社の女性事務員が行っていたと証言をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から同年8月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社の営業取締役で不動産担当部長として勤務していた期間のうち、平成3年4月から同年7月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年7月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社について厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年10月21日以降の同年12月26日付けで、申立人を含む13人の標準報酬月額の記録が訂正されて引下げられており、申立人の標準報酬月額が3年4月から同年7月までの期間、53万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、商業登記簿ではA社の取締役であるが、営業担当役員で不動産担当部長として従業していたため社会保険の関係業務には従事し

ておらず、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

さらに、同社の複数の従業員は、申立人は不動産営業の部長又は課長として勤務しており、社会保険手続きには関与していないと証言しているうえ、事業主から遡^そ及^{きゆう}訂正についての説明は受けていないと申立人は供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、以下の期間は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成4年10月から5年2月までは22万円、5年3月から6年3月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年11月から7年2月までは26万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月から8年1月までは26万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは20万円、同年8月は12万6,000円、同年9月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から8年10月1日まで
A社における申立期間の標準報酬月額が給与から控除された保険料に基づく標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成6年1月から同年4月及び同年8月から8年9月までの給与支払明細書から、申立期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成4年10月から5年11月までの報酬月額については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無いものの、申立人から提出された金融機関の預金通帳に記載の給与振込額が、社会保険庁のオンライン記録にある当該

期間の標準報酬月額よりおおむね高い金額となっており、毎月の増減はあるものの、給与支払明細書が提出された月の厚生年金保険料等の控除額を考慮すると、4年10月から5年2月までは標準報酬月額で22万円、同年3月から5年11月までは当該額で26万円に相当する額が支払われていたと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は支給額の報酬月額から、申立期間のうち、平成4年10月から5年2月までは22万円、5年3月から6年3月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年11月から7年2月までは26万円、同年3月は19万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月から8年1月までは26万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月から同年7月までは20万円、同年8月は12万6,000円、同年9月は26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成2年12月から4年9月まで及び6年4月から同年6月までは給与支払明細書が無い上、申立人から提出された金融機関の預金通帳には給与の振込記録が無く、申立人は、給与からの厚生年金保険料の控除は不明としているため、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認することができない。

また、平成6年7月については、支給総額が社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額よりも低額である。

さらに、平成6年10月は、給与支払明細書から厚生年金保険料の控除額が認められるが、給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額は一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらのことから、平成2年12月から4年9月、6年4月から同年7月及び同年10月の期間の記録について、訂正の必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年12月から3年9月までは47万円、同年10月から4年10月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から4年11月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に報酬から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成2年12月から3年9月までは47万円、同年10月から4年10月までは50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年11月29日の後の同年12月21日付けで、遡及して8万円に訂正処理されていることが確認できる。

なお、A社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年12月21日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の2名の取締役は、「申立期間当時、申立人はB部長として仕入部門を担当しており、社会保険の手続には関与していなかった。」と供述しており、また、そのうちの1名は、「遡及訂正について、申立人を含め、自分達は代表取締役から

何ら事前の説明を受けていなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該事務処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年12月から3年9月までは47万円、同年10月から4年10月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年4月から同年9月までは38万円、同年10月から4年9月までは41万円、同年10月から5年4月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低い額に訂正されている。同社では取締役であったが、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、当初、平成3年4月から同年9月までは38万円、同年10月から4年9月までは41万円、同年10月から5年4月までは36万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年10月1日の後の6年3月3日付けで、さかのぼって11万円に訂正処理されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、平成3年12月16日には取締役を辞任しており、また、複数の従業員は申立期間当時、申立人は仕入れなどの商品管理の仕事をしていたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を

行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までは38万円、同年10月から4年9月までは41万円、同年10月から5年4月までは36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年8月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月1日から7年3月31日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが、記録訂正に関与していないため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、当初、平成5年8月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年3月31日の後の同年4月6日に、さかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

なお、申立人はA社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社従業員は、「申立人は、在職中経理・給与計算に携わっており、保険料計算等は行っていたが、すべての実質的な決定権限は代表取締役にあった。」としており、これは申立人の供述とも符合していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂

正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年8月から6年10月までは53万円に、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月10日から8年3月29日まで
申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬より低い額に訂正されている。A社では代表取締役副社長として勤務していたが、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年3月29日の後の同年4月8日に、遡及して9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人はA社の商業登記簿謄本から申立期間当時、代表取締役（副社長）であったことが確認できるが、当該登記簿によると申立人は当該訂正処理日前の平成8年3月27日に代表取締役を辞任している上、複数の従業員は、同社の実質的な権限は代表取締役社長が有していたと供述している。

また、A社の代表取締役社長は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に係る社会保険事務所とのやりとりの詳細を記憶しており、また、同処理に係る必要書類には自分が押印していること、申立人は当該処理には一切関与してい

ないことを供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年8月から同年10月までは53万円、同年11月から8年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年7月から8年5月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年6月18日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では取締役であったが、厚生年金保険関係事務には関与していないので申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年6月18日の後の同年7月26日に、さかのぼって9万2,000円に訂正されている上、申立人のほか1名についても、標準報酬月額がさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

なお、申立人はA社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、経理及び社会保険手続を担当していた従業員は、「社会保険手続については、会社が適用事業所でなくなる前までは、私が担当しており、その後は事業主と弁護士が担当していたので、申立人は関与していない。」と供述している上、別の従業員は、「申立人はBのデザインを担当していた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂

正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年12月から6年5月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年6月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、当初、22万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年6月30日の後の同年7月7日に、さかのぼって8万円に訂正されており、また、申立人のほか2名についても、標準報酬月額がさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年4月22日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月22日より後の同年6月20日付けで、申立人を含む10人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は16万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年8月16日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年8月16日より後の同年12月18日付けで、申立人を含む10人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から4年10月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年10月31日より後の5年1月7日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本及び同社の当時の代表者の供述から、申立人が同社の取締役として社会保険事務手続に係る一定の権限を有していたと認められるが、当該代表者は、「親会社の倒産に伴い、A社も連鎖倒産した形となった。親会社の倒産後、社会保険事務所から呼び出されて、^{そきゅう}遡及訂正の話を持ちかけられ、判は押していないが自分の分については仕方なく同意した。この話は、ほかの役員にはしていない。」と供述していることから判

断して、申立人は、上記の^{そきゅう}遡及訂正処理には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から7年12月31日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役であったが、厚生年金保険の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年12月31日より後の8年1月11日付けで、申立人及び役員2人を含む13人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は15万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の経理担当役員を含む役員2人及び従業員7人は、「申立人は、当時取締役B部長であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が上記の訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に

係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から同年12月21日まで

社会保険事務所により申立期間の標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられ、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年12月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その後の平成9年2月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、8年7月から同年11月までの期間について59万円から13万4,000円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、上記遡^{そきゆう}及訂正は、同社がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成9年1月*日の後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属し、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下にあったと考えられることを踏まえると、申立人は当該遡^{そきゆう}及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答もらった。同社には、昭和32年4月1日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった従業員ファイルから、申立人がA社本社に昭和32年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所のA社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、複数の同期の従業員は昭和32年4月1日から厚生年金保険の資格を取得しているが、申立人は入社日である同年4月1日から1か月後の同年5月1日から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社の当時の社会保険事務担当者は、昭和32年4月1日に資格を取得した従業員と申立人において、資格取得の取扱いを異にする理由は考え難く、申立人についても入社月の同年4月から厚生年金保険料を控除していたと考えられると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年5月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月1日から41年5月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和39年12月1日に、資格喪失日に係る記録を41年5月13日とし、当該期間の標準報酬月額を39年12月から40年9月までは1万2,000円に、40年10月から41年4月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から41年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和39年12月1日から41年5月12日までの期間において同社で勤務していたことが確認できる。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、申立人と同じ勤務形態（本採用）の者は、全員厚生年金保険に加入させていたことから、申立人も厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12

月1日から41年5月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社における同僚の記録から、昭和39年12月から40年9月までは1万2,000円に、同年10月から41年4月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の社会保険事務所の保管する被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年12月から41年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間のうち、昭和39年4月1日から同年11月30日までの期間及び41年5月13日から同年6月1日までの期間について、A社は、当時の資料を保存していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については不明であるとしているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録から、複数の同僚に係る両保険の加入期間が一致していることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、従業員の離職に伴う雇用保険及び厚生年金保険の手続については、同時に行っていたと思うとしている。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和37年3月29日から同年4月1日までの期間及び38年12月20日から39年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日（37年3月29日）に係る記録を37年4月1日に、資格取得日（39年7月1日）に係る記録を38年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月29日から同年4月1日まで
② 昭和38年12月20日から39年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社及び関連会社であるB社には、昭和34年から申立期間①及び②を含め継続して勤務しており、これらの期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社から関連会社であるB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録では、B社は昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者記録は同日ま

で異動前のA社において引き続き有することが相当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が社会保険事務所に対して、昭和37年3月29日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年12月20日に関連会社であるB社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、B社が解散により厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和38年12月20日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから39年7月1日にA社において被保険者資格を取得するまでの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立人の申立てに係るグループ会社における申立期間②及びその前後の期間の勤務は継続しており、また、社会保険事務所の記録では、B社の解散に先立ち、昭和38年11月30日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる5人の従業員は、いずれも同日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日を38年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和39年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人については、厚生年金保険の記録における資格取得日及び健康保険組合の記録における資格取得日がいずれも昭和39年7月1日となっており、社会保険事務所及び健康保険組合の双方が誤って同日と記

録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対して、同日を申立人の厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年12月から39年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成7年1月から同年9月までの期間は56万円、同年10月から8年4月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年5月31日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年9月までの期間は56万円、同年10月から8年4月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年5月31日以降の同年6月11日に、申立人を含む2人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、7年1月から8年4月までの期間について9万2,000万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び複数の従業員が、「申立人は*業務を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述していること等から、申

立人は、標準報酬月額の見直し処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年1月から同年9月までの期間は56万円、同年10月から8年4月までの期間は53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成6年4月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年2月及び同年3月の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年7月1日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社には平成6年6月30日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に平成6年6月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年2月28日以降の同年4月22日に、申立人が同社において同年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが確認でき、また、当初、5年6月から6年1月までの期間について12万6,000円と記録されていた申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額も、同年4月22日に、8万6,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、上記標準報酬月額の減額処理については、社会保険庁のオンライン記録では、平成21年4月22日に、当初の記録である12万6,000円へと再度増額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社の申立人以外の2人の被保険者について、共に、平成4年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、被保険者報酬月額算定基礎届に基づく5年10月の標準報酬月額の定時決定が行われている記録が有るにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年2月28日以降の同年4月22日に、これらの記録が取り消されていることが確認できる。

このように、社会保険事務所において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理や加入記録を取り消す処理等をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年2月28日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記社会保険事務所の処理日である同年4月22日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成6年2月及び同年3月の標準報酬月額については、同年1月の社会保険庁のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年4月22日から同年7月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に同年6月30日まで継続して勤務していたことは認められる。

しかし、当時のA社の事業主は、申立人について、「当社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、厚生年金保険料を給与から控除していない。」旨供述している。

また、申立人がA社の当時の経理担当者であったとしている同僚は、社会保険庁のオンライン記録では、同社における厚生年金保険の加入記録が無く、連絡先等も不明であり、また、社会保険庁のオンライン記録から同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる当時の従業員に照会したものの、連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間のうち、平成6年4月22日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間のうち、平成6年4月22日から同年7月1日までの期間を含め、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、同記録により、申立人は、平成6年5月に同年4月の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、当時、申立人が厚生年金保険被保険者でなかったことを認識していたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成6年4月22日から同年7月1

日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成6年4月22日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和40年5月4日、資格喪失日が45年10月25日とされ、当該期間のうち、45年9月25日から同年10月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年10月25日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月25日から同年10月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年10月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和45年9月25日から同年10月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年6月11日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年12月25日、資格喪失日が48年4月25日とされ、当該期間のうち、47年12月25日から48年1月8日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を47年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月25日から48年1月8日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年12月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和48年1月8日から47年12月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年7月17日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年1月25日、資格喪失日が50年6月25日とされ、当該期間のうち、50年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格喪失日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年6月25日にA社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格喪失日を昭和50年5月25日から同年6月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年7月7日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年3月25日、資格喪失日が49年4月25日とされ、当該期間のうち、48年3月25日から同年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社本社における資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月25日から同年5月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年3月25日にA社C事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社本社に係る資格取得日を昭和48年5月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月3日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年3月及び同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月25日、資格喪失日が52年3月25日とされ、当該期間のうち、50年3月25日から同年4月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月25日から同年4月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年3月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和50年4月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年10月3日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年10月25日、資格喪失日が59年1月25日とされ、当該期間のうち、58年12月25日から59年1月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を59年1月25日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月25日から59年1月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和59年1月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年11月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和58年12月25日から59年1月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年3月26日、資格喪失日が同年9月25日とされ、当該期間のうち、同年8月25日から同年9月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年9月25日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月25日から同年9月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年9月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和54年8月25日から同年9月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年4月25日、資格喪失日が57年8月25日とされ、当該期間のうち、54年4月25日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年4月25日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月25日から同年5月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和54年4月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和54年5月1日から同年4月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和43年4月1日、資格喪失日が51年11月25日とされ、当該期間のうち、51年10月25日から同年11月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年11月25日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月25日から同年11月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和51年11月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年9月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和51年10月25日から同年11月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年4月25日、資格喪失日が57年3月25日とされ、当該期間のうち、56年4月25日から同年5月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年4月25日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月25日から同年5月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和56年4月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年5月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和56年5月25日から同年4月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年3月25日、資格喪失日が59年1月25日とされ、当該期間のうち、58年12月25日から59年1月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を59年1月25日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月25日から59年1月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和59年1月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年11月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和58年12月25日から59年1月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年10月25日、資格喪失日が平成元年7月25日とされ、当該期間のうち、58年10月25日から59年1月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を58年10月25日とし、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月25日から59年1月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和58年10月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年1月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和59年1月25日から58年10月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年10月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和59年12月25日、資格喪失日が62年3月25日とされ、当該期間のうち、62年2月25日から同年3月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年3月25日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月25日から同年3月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和62年3月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年1月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和62年2月25日から同年3月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年7月25日、資格喪失日が55年6月25日とされ、当該期間のうち、55年5月25日から同年6月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年5月25日から同年6月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和55年6月25日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和55年5月25日から同年6月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が46年8月2日とされ、当該期間のうち、46年7月25日から同年8月2日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年8月2日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月25日から同年8月2日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年8月2日にA社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和46年7月25日から同年8月2日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年6月25日、資格喪失日が54年6月25日とされ、当該期間のうち、53年6月25日から同年7月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年6月25日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月25日から同年7月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年6月25日にA社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年7月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和53年7月25日から同年6月25日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 4644

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和55年5月1日と認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所の記録では、A社からC社（現在は、B社）へ異動した1日が空白になっているとの回答をもらった。会社も事務手続上の誤りだと認めているので、厚生年金の被保険者期間の空白期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から、申立人は、同社に継続して勤務し、昭和55年5月1日に同社の子会社であるA社からC社本社D地区事業所に異動していたことが確認できる。

これらの事実から判断すると、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和55年5月1日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年12月1日、資格喪失日が55年5月1日とされ、当該期間のうち、55年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和55年5月1日に子会社のA社からC社(現在はB社)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社に係る資格喪失日を昭和55年4月30日から同年5月1日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年9月1日、資格喪失日が53年5月1日とされ、当該期間のうち、53年4月30日から同年5月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和53年5月1日にA社から子会社のD社（現在は、B社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格喪失日を昭和53年4月30日から同年5月1日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年3月11日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和56年10月19日、資格喪失日が57年3月25日とされ、当該期間のうち、56年10月19日から同年11月25日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社C事業所における資格取得日を同年10月19日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月19日から同年11月25日まで
社会保険事務所の記録では、B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務し、保険料を控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された経歴表及び健康保険資格取得証明書から判断すると、申立人は、昭和56年10月19日にA社C事業所に入社し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年11月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が、事務手続を誤ったとして、申立人のA社C事業所に係る資格取得日を昭和56年11月25日から同年10月19日に訂正する旨を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年2月4日に社会保険事務所に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年1月から13年9月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成10年1月から11年11月までの期間は59万円、同年12月から13年9月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成13年10月から17年5月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を13年10月は50万円、同年11月は44万円、同年12月から14年10月までの期間は53万円、同年11月から17年5月までの期間は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から17年6月1日まで

申立期間を通じて、A社の営業担当の取締役として勤務していたが、実際の給与額に対して標準報酬月額が低いのはおかしい。申立期間の給与明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成10年1月から13年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、10年1月から11年11月までの期間は59万円、同年12月から13年2月までの期間は50万円と記録されていたところ、申立人

を含め4名の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正されており、申立人の場合、同年3月6日に、申立人の10年1月から13年2月までの期間(38か月)の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して、10年1月から12年9月までの期間の記録を9万2,000円に、同年10月から13年2月までの期間の記録を9万8,000円に引き下げられており、同年3月から9月までの期間についても、そのまま継続して引き下げられた標準報酬月額になっており、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は昭和61年4月にA社の取締役^{そきゅう}に就任し、平成18年1月24日会社解散時まで取締役であったことが商業登記簿により確認できるものの、当時の代表取締役及び複数の取締役の供述から、申立人は、社会保険の届出について把握する立場になく、自身等の標準報酬月額の訂正に^{そきゅう}関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、A社においては、平成9年3月から17年12月までの期間に係る厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。一方、「年金特別会計債権消滅・不納欠損決議書、滞納処分執行停止決議書」により、社会保険事務所が同社に係る滞納処分の執行を停止し、同社における滞納保険料の納付義務が消滅したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、合理的な理由は無^{そきゅう}いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の平成10年1月から13年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年1月から11年11月までの期間は59万円、同年12月から13年9月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行^{そきゅう}った日以降の最初の定時決定(13年10月1日)で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 また、申立期間のうち、平成13年10月から17年5月までの期間については、社会保険事務所の記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、9万8,000円となっているが、申立人から提出された給与明細書から社会保険事務所の記録よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成13年10月から17年5月までの標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬額及び保険料控除額から、13年10月は50万円、同年11月は44万円、同年12月から14年10月までの期間は53万円、同年11月から17年5月までの期間は56万円とすることが妥当である。

また、商業登記簿により、申立人は平成13年3月から17年5月までの期間について、役員であったことが確認できる。しかしながら、当時の代表取締役及び他の役員の供述によれば、申立人は営業担当の取締役であり、社会保険の届出について把握する立場になく、事業主が保険料納付義務を履行していないことを知っていた又は知り得る状態であったとは認められない。

なお、事業主が申立人に係る平成13年10月から17年5月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年7月24日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役であったが、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年7月24日より後の4年3月25日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は8万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年3月25日に同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前から厚生年金保険料の未納があったため、社会保険事務所に1人で出向き書類に押印した。申立人は入社して間もなかったため、厚生年金保険料等の滞納や対応について相談していない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年7月21日、同年12月24日、17年7月25日及び同年12月26日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（48万円、50万円、48万円、50万円、48万円及び46万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を48万円、50万円、48万円、50万円、48万円及び46万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成18年7月25日における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を46万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年2月1日まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月21日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月26日

⑧ 平成18年 7月25日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社が、申立期間の「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」及び「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出しなかったため、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②から⑧の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に対して①及び⑧の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び⑧の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社から提出された賞与明細書及び賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間②から⑧までの期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人に係る賞与明細書及び賞与明細一覧表の厚生年金保険料控除額から、申立期間②は48万円、申立期間③は50万円、申立期間④は48万円、申立期間⑤は50万円、申立期間⑥は48万円、申立期間⑦及び⑧は46万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間②から⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑧の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、事業主は当該期間の標準報酬月額届出を誤っていたとし、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月19日に17年9月の算定基礎届の訂正届を提出しているところ、当該期間については、厚生年金保険法第75条の規定により、記録訂正は行われたが、保険給付に反映されていないことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、事業主から提出された所得税源泉徴収簿により、平成17年9月から18年1月までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当初の社会保険庁のオンライン記録とほぼ一致する38万円であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年7月21日、同年12月24日、17年7月25日及び同年12月26日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（34万円、34万円、34万円、34万円、34万円及び33万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を34万円、34万円、34万円、34万円、34万円及び33万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成18年7月25日における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を33万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年2月1日まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月21日
⑤ 平成16年12月24日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月26日

⑧ 平成18年 7月25日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社が、申立期間の「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」及び「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出しなかったため、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②から⑧の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に対して①及び⑧の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び⑧の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間②から⑧までの期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人に係る賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間②から⑥は34万円、申立期間⑦及び⑧は33万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間②から⑦に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑧の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行してい

ないと認められる。

- 2 申立期間①について、事業主は当該期間の標準報酬月額届出を誤っていたとし、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月19日に17年9月の算定基礎届の訂正届を提出しているところ、当該期間については、厚生年金保険法第75条の規定により、記録訂正は行われたが、保険給付に反映されていないことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立人が提出した申立期間の給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額又はそれよりも低額となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月25日及び同年12月26日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（32万円及び31万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円及び31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成18年7月25日における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を31万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年2月1日まで
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年7月25日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社が、申立期間の「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」及び「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出しなかったため、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から

実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②から④の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、手続の誤りに気づき、社会保険事務所に対して①及び④の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び④の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が提出した賞与明細書により、申立人は、申立期間②から④までの期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人に係る賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間②は32万円、申立期間③は31万2,000円及び申立期間④は31万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間④の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、事業主は当該期間の標準報酬月額の届出を誤っていたとし、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月19日に17年9月の算定基礎届の訂正届を提出しているところ、当該期間については、厚生年金保険法第75条の規定により、記録訂正は行われたが、保険給付に反映されていないことが社会保険庁のオンライ

ン記録から確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立人が提出した申立期間の給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額又はそれよりも低額となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月25日及び同年12月26日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（34万円及び33万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を34万円及び33万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成18年7月25日における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を33万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年2月1日まで
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年7月25日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社が、申立期間の「厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」及び「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出しなかったため、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から

実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②から④の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、手続の誤りに気づき、社会保険事務所に対して①及び④の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び④の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が提出した賞与明細書により、申立人は、申立期間②から④までの期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人に係る賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間②は34万円、申立期間③は33万1,000円及び申立期間④は33万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所へ提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間④の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、事業主は当該期間の標準報酬月額の届出を誤っていたとし、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月19日に17年9月の算定基礎届の訂正届を提出しているところ、当該期間については、厚生年金保険法第75条の規定により、記録訂正は

行われたが、保険給付に反映されていないことが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立人が提出した申立期間の給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額又はそれよりも低額となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案4662

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月25日、同年12月25日、16年7月21日、同年12月24日及び17年7月25日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（各々32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を各々32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月21日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月25日

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑤の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、申立期間の「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出しなかったことを認めているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び事業所から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から厚生年金保険料（①平成15年7月25日、②平成15年12月25日、③平成16年7月21日、④平成16年12月24日及び⑤平成17年7月25日は、各々32万円の標準賞与額に相当する保険料）が控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に

おける標準賞与額について32万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間①から⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

東京厚生年金 事案4663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年5月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月9日から同年6月1日まで

ねんきん特別便で、申立期間の厚生年金保険が未加入であることに気づき、社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る従業員勤務状況調書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年5月9日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年6月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4664

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月26日から22年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答によると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和21年12月26日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年6月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4665

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月20日から同年10月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された従業員票から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和25年9月20日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4666

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年5月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月28日から同年5月4日まで

以前から厚生年金保険の被保険者期間に空白があることは分かっていたが、訂正してもらえず、今回ねんきん特別便がきて、社会保険事務所に相談に行き未加入を確認し、申し立てた。A社には、昭和33年4月1日から平成4年4月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年5月4日に同社C支店から同社本店営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案4668

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年11月15日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年12月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和45年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期

間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年4月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では営業担当の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年3月までの期間は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年4月30日以降の同年6月18日に、4年10月から5年3月までの標準報酬月額が8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるものの、従業員の供述により、申立人は営業担当の取締役であり、社会保険の事務手続にはたずさわっておらず、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正が

あったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要
である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年10月から4年9月までの期間は24万円、同年10月から5年1月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年2月26日まで
社会保険庁による戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、平成3年10月1日から平成5年2月26日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低額となっていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までの期間は24万円、同年10月から5年1月までの期間は26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月26日以降の同年7月15日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合には、3年10月から5年1月までの期間に係る標準報酬月額が15万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年

10 月から 4 年 9 月までの期間は 24 万円、同年 10 月から 5 年 1 月までの期間は 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年2月1日から7年2月28日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年2月から7年1月までの期間は44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年2月28日以降の同年4月6日に、申立人を含む15人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合には、5年2月から6年10月までの期間の標準報酬月額が8万円、同年11月から7年1月までの期間の標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、以下の期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7
年5月から同年9月までは18万円、同年10月から8年9月までは22万円、
9年8月及び同年9月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年10月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前
の標準報酬月額より低くなっていることが判明したので、正しい記録に
訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成
7年5月から同年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは22
万円と記録されていたが、8年1月25日付けで、7年10月の定時決定が取
り消され、9万2,000円に減額訂正されており、同様の減額訂正がA社にお
いて厚生年金保険の被保険者資格を有していた14人についても確認できる。

また、申立人はA社において平成9年10月26日に被保険者資格を喪失し
ているが、喪失日から約1年後の10年10月7日付けで、9年8月及び同年
9月の標準報酬月額が24万から11万8,000円に減額訂正されていることが
確認できる。

なお、A社の当時の経理担当者は、平成8年ごろから同社において、厚生
年金保険料の滞納があったことを記憶している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を
行う合理的な理由は無く、上記訂正期間において標準報酬月額に係る有効な
記録訂正があったとは認められず、申立人に係る標準報酬月額は、事業主が

社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から、平成7年5月から同年9月までは18万円、同年10月から8年9月までは22万円、9年8月及び同年9月は24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月から9年7月までについては、適正な時期に事業主から社会保険事務所に標準報酬月額の届出が行われており、社会保険事務所の事務手続に不合理な点は見られない。

また、申立人同様に平成8年1月25日に標準報酬月額が引き下げられた被保険者2人が保管する8年10月から9年7月までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の引き下げられた後の標準報酬月額と一致しており、当該事業所では、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうちの平成8年10月から9年7月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、以下の期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7
年5月から同年9月までは30万円、同年10月から8年9月までは32万円、
9年8月及び同年9月は34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から9年10月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前
の標準報酬月額より低くなっていることが判明したので、正しい記録に
訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成
7年5月から同年9月までは30万円、同年10月から同年12月までは32
万円と記録されていたが、8年1月25日付けで、7年10月の定時決定が取り
消され、12万6,000円に減額訂正されており、同様の減額訂正がA社に
おいて厚生年金保険の被保険者資格を有していた14人についても確認でき
る。

また、申立人はA社において平成9年10月26日に被保険者資格を喪失し
ているが、喪失日から約1年後の10年10月7日付けで、9年8月及び同年
9月の標準報酬月額が34万円から17万円に減額訂正されていることが確認
できる。

なお、A社の当時の経理担当者は、平成8年ごろから同社において、厚生
年金保険料の滞納があったことを記憶している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を
行う合理的な理由は無く、上記訂正期間において標準報酬月額に係る有効な

記録訂正があったとは認められず、申立人に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年5月から同年9月までは30万円、同年10月から8年9月までは32万円、9年8月及び同年9月は34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成8年10月から9年7月までについては、適正な時期に事業主から社会保険事務所に標準報酬月額の届出が行われており、社会保険事務所の事務手続に不合理な点は見られない。

また、申立人同様に平成8年1月25日に標準報酬月額が引き下げられた被保険者2人が保管する8年10月から9年7月までの給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の引き下げられた後の標準報酬月額と一致しており、当該事業所では、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうちの平成8年10月から9年7月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年5月から同年7月まで18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月1日から同年8月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成7年5月から同年7月までの標準報酬月額が9万2,000円と記録されているのは実態と異なり納得できない。当該期間の標準報酬月額について、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、平成7年8月30日に、A社における申立人の同年8月26日付けの資格喪失の処理が行われながら、申立人の同社における申立期間の標準報酬月額は、8年1月25日を処理日として、7年8月26日の資格喪失日の訂正・取消処理が行われた上で、同年5月1日の月額変更処理（18万円の標準報酬月額を9万2,000円に減額）が行われているが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、平成7年5月から同年7月までの記録は有効な記録訂正があったとは認められず、同期間の標準報酬月額を事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額である18万円とすることが必要と認められる。

東京厚生年金 事案 4677

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成13年11月から14年9月までは50万円、同年10月から15年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年4月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成13年11月から14年9月までは50万円、同年10月から15年3月までは53万円と記録されていたところ、申立人の同社における資格喪失日である15年4月15日の後の同年12月4日付けで、遡及して30万円に減額訂正される処理が行われているが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成13年11月から14年9月までは50万円、同年10月から15年3月までは53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年10月は53万円に、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年1月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年10月は53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年5月1日の後の8年6月11日の処理日で9万2,000円に訂正されている上、同処理日において、申立人のほか2名の標準報酬月額についても遡^{そきゅう}及により減額訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月は53万円、同年11月及び同年12月は59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年1月から同年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年10月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では営業担当の取締役として勤務し、社会保険事務に関与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成3年10月31日以降の4年12月18日付けで、申立人を含む17人の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、3年1月から同年9月まで53万円が30万円に減額訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所がこのような遡^{そきゅう}及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の元事業主は、申立人は社会保険事務の手續に関与していなかったと回答しており、複数の元同僚からも同様の供述があることから、申立人は、当該減額訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所

に当初届け出たとおり、申立人の標準報酬月額を平成3年1月から同年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年11月から8年3月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年4月30日以降の同年5月17日付けで、申立人を含む同社の従業員17人全員の標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年11月から8年3月まで36万円が9万2,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような^{そきゅう}遡及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社に係る申立人の被保険者台帳から、申立人が平成7年11月1日に雇用保険に加入した時の賃金額は、月額35万1,000円と記載されていることが確認でき、この金額は厚生年金保険の標準報酬月額36万円に相当する。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立人の標準報酬月額を平成7年11月から8年3月ま

では 36 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から同年12月30日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額について引下げ訂正処理が行われていることが判明した。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年12月30日以降の7年2月2日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6年8月から同年11月までの期間について標準報酬月額の記録を11万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿において役員に就任している事実は確認できない。また、当時の同社の従業員で回答のあった者のうち1人は「申立人は同社が別に借りているスタジオ内で経理を担当していた」と供述しており、他の1人は「同社の社会保険の手続は本社の経理部長が担当していた」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につ

いて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円とすることが必要であると認められる。

東京厚生年金 事案 4692 (事案 269 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和29年10月20日)及び資格取得日(30年12月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月20日から30年12月1日まで

昭和26年11月から32年10月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、29年10月から30年11月までの間の厚生年金保険被保険者記録が無い。平成19年に年金記録確認の申立てを提出したが訂正不要の通知を受けた。納得できないので、新たな資料を加えて提出し、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社における同僚の氏名や年齢及び仕事の内容や寮生活に関して詳細に証言していること、及び同僚の証言等から、申立人が同社に昭和26年11月から32年10月まで継続して勤務していたことが推認できるが、i) 社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿に不自然さがみられないこと、ii) 申立人と同時期に被保険者資格を喪失した4人について、事業主が実態に即した届出を行ったと考えられること、及びiii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月25日付けの年金記録の訂正は必要

ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり新たな資料として提出された申立期間当時の写真等に基づき、事業主の親族3人へ照会したところ、「申立期間当時、同社が保険料を控除していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の記録がなかった親族がいた。」という供述が得られた。

このほか、申立人は、申立期間においてA社に継続勤務しており、申立期間の業務内容及び勤務形態の変更は無かったと供述していることから、保険料控除についても継続的に行われていたことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年10月から30年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額は平成11年12月から12年5月までの期間は44万円、同年6月から13年1月までの期間は32万円、同年2月から同年9月までの期間は44万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年12月18日まで

社会保険事務所の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。標準報酬月額の引き下げについては、全く関与していないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により平成13年12月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、14年1月28日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、11年12月から13年11月までの期間について、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において代表取締役であったことが確認できる。しかし、上記記録の訂正は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた13年12月*日より後のことである。また、破産管財人は、同社の未納保険料等の債務整理の詳細は申立人に報告していないと供述していること、及び破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえる

と、申立人は当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 11 年 12 月から 12 年 5 月までの期間は 44 万円、同年 6 月から 13 年 1 月までの期間は 32 万円、同年 2 月から同年 9 月までの期間は 44 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成7年2月から同年7月までの期間は56万円、同年8月から11月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年12月26日まで
社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。同社では営業担当の取締役であったが、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成7年2月から同年7月までの期間については56万円、同年8月から11月までの期間については47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年12月26日）以降の8年2月6日付けで、標準報酬月額の記録を9万2,000円に、さかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成8年2月6日に同社の取締役であったことが確認できる。しかし、事業主及び同社の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業担当であった。」と供述しているほか、経理を担当していた従業員は、「経理課で社会保険の手続関係の事務を行っていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を

さかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年2月から同年7月までの期間は56万円、同年8月から同年11月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年10月31日まで

社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。同社では技術関係業務担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年10月31日）以降の同年11月6日付けで、8年5月から9年9月までの期間について標準報酬月額の記録を9万8,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成9年11月6日に同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の代表取締役及び従業員は、「申立人は、申立期間当時、機械製作・営業担当であり、社会保険の手続関係業務を行っていない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標

準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年5月から9年9月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 4717

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が47年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A社の社員養成機関であるB事業所に在籍していた期間のうち、申立期間の1か月が、会社の届出ミスにより未加入となっていた。既に会社から訂正届が提出されているので、申立期間について年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された厚生年金保険料の控除についての証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間についても継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年2月28日まで
社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から5年1月までの期間は26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月28日以降の同年4月7日に、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年4月から5年1月までの期間について9万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 4726

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和49年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月31日から同年6月9日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答もらった。昭和27年の入社以来、関連会社への異動はあったものの、61年まで同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和49年5月31日にB社から同社本社に復帰）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る昭和49年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 25 日から 31 年 8 月 3 日まで
② 昭和 32 年 1 月 20 日から 33 年 9 月 25 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

60 歳になって、社会保険事務所で年金の繰上げ請求の手続をしたとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。その後、何度も社会保険事務所に行って記録を確認してもらったが、「もらっていることになっています」と言われるだけであった。

しかし、当時は脱退手当金の制度も知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の支給決定日に直近する被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は、申立期間に係る最終事業所と同一の事業所に係る被保険者期間であり、これを申立人が失念するとは考え難い。

また、当該期間と申立期間に係る最終事業所は、同一の事業所であり、かつ、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間があることは事務処理上不自然である上に、申立期間に係る最終事業所の女性被保険者で、社会保険庁のオンライン記録において脱

退手当金の支給が確認できた者については、被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無いほか、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と92円相違しているなど、一連の事務処理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成3年7月から4年8月までの期間については53万円、同年9月から5年5月までの期間については17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年6月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年7月から4年8月までの期間については53万円、同年9月から5年5月までの期間については17万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年7月1日）以降の同年7月22日付けで、申立人と代表取締役の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合は、当該期間については8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における従業員1名は、「申立人は総務・経理の担当部長であるものの、当時実質的権限は同社の代表取締役及び会長にあり、申立人は当該代表取締役等の指示に基づき総務・経理関係業務を行っていた。ま

た、社会保険関係は他の役員が担当をしていたので、申立人は社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年7月から4年8月までの期間については53万円、同年9月から5年5月までの期間については17万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から9年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた平成7年4月1日から9年4月30日までの申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。同社では取締役であったが、社会保険の事務には関与していなかった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年4月から9年3月までの期間については41万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年4月30日）と同日付けで、申立人と代表取締役の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合は、7年4月から9年3月までの期間については9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社における従業員4名は、申立人は土木業務の統括として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようにさ

かのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年12月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年12月から9年11月までの期間については20万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年12月21日）以降の10年3月12日及び同年3月13日付けで、申立人を含む21名の従業員の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、8年12月から9年11月までの期間については15万円に減額訂正されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようなさかのぼりにより記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成6年10月から7年9月までの期間については38万円に、同年10月から8年9月までの期間については41万円に、同年10月から9年3月までの期間については44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から9年4月29日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、制作部長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年4月29日の後の同年5月22日付けで、6年10月から7年9月までの期間は38万円が9万2,000円に、同年10月から8年9月までの期間は41万円が9万2,000円に、同年10月から9年3月までの期間は44万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立期間当時、申立人が同社の取締役等の役員であったことは確認できない上、当時の同僚は、「申立人は、申立期間当時、厚生年金保険事務担当でなく、当該事務に関与できる立場にはなかった」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年10月から7年9月までは38万円に、同年10月から8年9月までは41万円に、同年10月から9年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和51年1月21日）及び資格取得日（54年8月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を51年1月から同年3月までは10万4,000円に、同年4月から同年9月までは11万8,000円に、同年10月から52年9月までは12万6,000円に、同年10月から53年6月までは13万4,000円に、同年7月から同年9月までは19万円に、同年10月から54年7月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月21日から54年8月1日まで
② 昭和56年11月21日から59年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、A社において昭和49年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、51年1月21日に資格を喪失後、54年8月1日に同社において再度資格を取得しており、51年1月から54年7月までの当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、A社における雇用保険の加入記録から、昭和

49年11月1日に資格を取得し、53年1月31日に離職していることが確認できるものの、同社の複数の従業員は、「申立人は、当時、プレス業務に従事し、継続して勤務しており、申立人の勤務状況、会社の経営状況及び厚生年金保険の取扱いについて変化があった記憶は無い」旨供述しており、申立人は、同年2月1日以降も同社に継続して勤務していたことが推認される。

また、A社の当時の事業主は、「当時、従業員が入社したら厚生年金保険に加入させており、申立人も勤務している期間は厚生年金保険料を給与から引き去りしていた」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該期間のA社における同僚（同職種、同報酬の者）の社会保険庁のオンライン記録から、昭和51年1月から同年3月までは10万4,000円、同年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から52年9月までは12万6,000円、同年10月から53年6月までは13万4,000円、同年7月から同年9月までは19万円、同年10月から54年7月までは20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年1月から54年7月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A社の複数の従業員の「申立人の勤務期間は特定できないが、申立人を知っている」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録が確認できない上、A社の当時の事業主は、「当時の社会保険担当者は既に死亡している上、関係資料は保存されていない」旨供述しており、同社における当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、公共職業安定所の記録から、昭和56年11月20日にA

社を離職した後、同年12月に雇用保険の受給申込みを行っていることが確認でき、申立期間②当時は同社に勤務していないことが認められる。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入記録から、昭和58年4月1日に資格を取得し、現在まで継続加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年1月1日から12年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年1月から12年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から13年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。同社では取締役として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録及び訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から12年6月までは59万円、同年7月から13年9月までは30万円と記録されていたが、12年7月3日付けで、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、8年1月から9年8月までは41万円に、同年9月から12年6月までは30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「会社の経営環境が悪化し、社会保険料を滞納したため、社会保険事務所に相談して説明を受け^{そきゅう}遡及訂正処理に同意した。社会保険事務所が用意した算定基礎届（取消、訂正届）に押印した。」と供述している。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平

成 12 年 7 月 3 日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び経理担当者は、「申立人は、申立期間当時、営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 8 年 1 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの期間については、12 年 7 月 3 日付けで行われたさかのぼった訂正処理は、事実^に即したものと^は考え難く、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{てきゆう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、8 年 1 月から 12 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間については、申立人の提出した貸金台帳を確認したところ、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料のみが給与から控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年1月1日から12年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成8年1月から12年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から13年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。同社では取締役として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録及び訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から12年6月までは59万円、同年7月から13年9月までは30万円と記録されていたが、12年7月3日付けで、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、8年1月から9年8月までは41万円に、同年9月から12年6月までは30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役は、「会社の経営環境が悪化し、社会保険料を滞納したため、社会保険事務所に相談して説明を受け^{そきゅう}遡及訂正処理に同意した。社会保険事務所が用意した算定基礎届（取消、訂正届）に押印した。」と供述している。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平

成 12 年 7 月 3 日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び経理担当者は、「申立人は、申立期間当時、営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 8 年 1 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの期間については、12 年 7 月 3 日付けで行われたさかのぼった訂正処理は、事実^に即したものと^は考え難く、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無いことから、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、8 年 1 月から 12 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間については、申立人の提出した給与明細書を確認したところ、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料のみが給与から控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日までの期間については、申立人は厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年10月から3年4月までは36万円に訂正することが必要である。

また、申立人の、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成3年6月1日であると認められることから、同期間に係る資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、平成3年5月の標準報酬月額は36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年5月31日まで
② 平成3年5月31日から同年6月1日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、同期間に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成3年6月1日とされ、また、申立期間に係る標準報酬月額については、当初、36万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月1日の後の4年5月8日に、申立人を含む3名の厚生年金保険の資格喪失日及び標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の資格喪失日は3年5月31日と訂正され、また、申立期間①に係る標準報酬月額の記録は8万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年5月8日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役及び複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業部長として勤務しており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において厚生年金保険の資格喪失日及び標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日及び標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、資格喪失日については平成3年6月1日とし、また、2年10月から3年5月までの期間に係る標準報酬月額については36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年10月から同年12月までは44万円、3年1月は53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成4年3月7日であると認められることから、同期間に係る資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、平成3年2月から4年2月までの標準報酬月額は53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年2月28日まで
② 平成3年2月28日から4年3月7日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間①については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、同期間に継続勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から同年12月までは44万円、3年1月は53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった3年11月1日の後の4年3月7日に、申立人を含む20名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額

は9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本により、申立人は当該訂正処理が行われた平成4年3月7日には同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、B士としてC業務を行っており、社会保険関係の業務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年10月から同年12月までは44万円、3年1月は53万円とすることが必要である。

申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人は、同期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年11月1日の後の4年3月7日に、申立人を含む12名について、3年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、被保険者の資格喪失日がさかのぼって同年2月28日に訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所がさかのぼって訂正処理を行った日の記録から、平成4年3月7日とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成15年9月26日、16年3月26日、同年9月27日及び17年7月5日の標準賞与額に係る記録を、それぞれ28万円、45万円、50万円及び150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月26日
② 平成16年3月26日
③ 平成16年9月27日
④ 平成17年7月5日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社から支払われた賞与について、申立期間①、②、③及び④の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、その厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録が年金の給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び賃金台帳の写しにより、申立人は、平成15年9月26日、16年3月26日、同年9月27日及び17年7月5日に、

それぞれ同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、それぞれ 28 万円、45 万円、50 万円及び 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、いずれも当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 11 月 10 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成7年1月から同年9月までは19万円に、同年10月から8年1月までは17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年2月29日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年9月までは19万円、同年10月から8年1月までは17万円と記録されていたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年2月29日以降の同年3月12日に、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、その標準報酬月額が、7年1月から8年1月まで11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年1月から同年

9月までは19万円、同年10月から8年1月までは17万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から39年1月まで

私は、昭和35年9月ごろ、自宅に来た区の職員らしい人に勧められて、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私か妻のいずれか、または義母が、自宅に来た集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の妻及び義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和35年9月ごろに国民年金に加入したと主張するが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、39年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶はないとしているとともに、保険料を一緒に納付していたとする妻も、申立期間の保険料は未納である。また、申立人は、29年4月から、申立期間を含めて厚生年金保険に加入していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年9月まで

私は、学生であった昭和44年12月ごろ、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所で国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期等の加入手続及び保険料の納付方法、納付金額等の納付手続に関する記憶が曖昧である上、当時、国民年金手帳を受領、所持していた記憶はなく、申立期間のすべての保険料を納付したとは思っていないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年7月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの期間及び48年12月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から45年3月まで
② 昭和48年12月から57年12月まで

私が20歳の学生のころ、父が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、父か母が納付してくれていた。また、申立期間②については、昭和48年12月に勤務先を退職後の厚生年金から国民年金への切替手続、結婚による氏名変更及び住所変更等の国民年金の諸手続については、父か母が行ってくれ、保険料は、結婚するころまでは、私がお金を渡して、父か母が納付してくれており、その後は、私が郵便局等の金融機関で納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金から国民年金への切替手続及び住所変更等の国民年金に関する諸手続、並びに申立期間①及び申立期間②の一部の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の状況等を聴取することはできず、母親からは聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるとともに、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間

であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から53年6月まで

私は、同じ団地に住んでいる人から国民年金の加入を勧められ、昭和49年6月ごろに友人と一緒に市役所出張所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市を所轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人が一緒に国民年金の加入手続をしたとする友人の手帳記号番号の前後には、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に任意加入し、手帳記号番号が払い出された昭和55年7月時点では、申立期間は未加入期間で制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、申立人は、別の手帳を所持した記憶も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から48年6月まで

私は、役所から、国民年金に加入して国民年金保険料をさかのぼって納付するように言われ、20万円以上の保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料をさかのぼって納付した期間に関する記憶が曖昧である上、納付したとする金額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年9月時点に実施されていた第2回特例納付及び過年度納付により、さかのぼって納付することが可能であった期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違する。また、申立人は、第2回特例納付により51か月分の保険料をさかのぼって納付していることが確認できるが、申立人は、当該納付時点で特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる月数の保険料を特例納付したものと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 1 月まで
私の母は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間に係る国民年金の資格取得に関する記載が無く、当該期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 49 年 3 月まで

私の妻は、昭和 49 年 11 月に結婚した後の 50 年 1 月 10 日に、厚生年金保険から国民年金への切替手続と一緒に私の国民年金加入手続をした。妻は、その場で 43 年 1 月までさかのぼって国民年金保険料を納付できると役所の窓口で言われたので、申立期間の保険料を一度に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻が保険料を一括納付したとする昭和 50 年 1 月ごろは、第 2 回特例納付の実施期間であったが、申立人の妻が一括納付したとする金額は、それまでの申立人夫婦の未納期間の保険料を現年度納付、過年度納付及び特例納付した場合の合計金額と大幅に相違すること、申立人の妻は、市役所の窓口で納付時に 1 枚の領収書を受け取ったとしているが、当時市役所の窓口では基本的に現年度保険料のみの収納を行っており、特例納付保険料等を収納する金融機関等は市役所庁舎内に開設されていなかった上、特例納付及び過年度納付の保険料領収書は別に発行されていたことなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から平成元年7月まで

私の妻は、平成元年8月ごろ、私の国民年金の加入手続をした際、区役所の職員に勧められ、私の申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。保険料の納付額は数十万円だったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする区役所では、過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年8月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 47 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 47 年 8 月まで

私の母は、家事を手伝うため会社を退職した私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、母親から受け取ったとする申立人の国民年金手帳の色は、申立期間当時発行されていた手帳の色と相違するなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から48年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区において申立期間途中の昭和45年9月まで実施されていた納付方法と相違し、納付したとする郵便局は同年同月まで保険料の収納を取り扱っていない。さらに、申立人は、申立期間後の48年6月に発行された国民年金手帳のほかには手帳を所持していたことがないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年6月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から50年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和43年6月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の姉は、申立期間の保険料が未納となっており、同じく同居していたとする弟も、申立期間のうち20歳となった47年12月から50年3月まで国民年金に加入していないなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 48 年 9 月までの期間及び 56 年 4 月から 57 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月から 48 年 9 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 57 年 9 月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①当時婚姻しており平成 12 年に復縁した私の妻及び私の未納だった国民年金保険料を特例納付してくれた。また、私は、申立期間②当時、婚姻していた妻と自身の二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 50 年 12 月時点では、第 2 回特例納付が実施されているものの、当該期間のうち 48 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、当該特例納付の対象外であることに加え、時効により過年度納付することもできない。また、社会保険庁の記録では、当時婚姻していたとする申立人の妻は、自身の手帳記号番号が払い出された 43 年 12 月から保険料を納付していたことが確認でき、当該期間の保険料を第 2 回特例納付により納付する必要はなかったと考えられる。さらに、申立期間②については、申立人は、保険料の納付場所、納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付してきたとする当時婚姻していた申立人の妻は、当該期間の

保険料が未納となっているなど、申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から50年4月までの期間及び53年5月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年11月から50年4月まで
② 昭和53年5月から62年12月まで

私は、結婚後、私の元妻が私の国民年金の加入手続をして、二人分の国民年金保険料を納付していた。会社の厚生年金保険が無くなった後も、元妻が二人の厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付方法、納付場所等について申立人の元妻の記憶は曖昧であるなど、申立人の元妻が申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入していたこと及び国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から55年12月まで

私は、昭和51年7月に会社を退職し、同年8月に国民年金の加入手続をした記憶がある。加入手続をして国民年金手帳の交付を受けているのだから、納付書が届くはずであり、納付書が届けば必ず郵便局で国民年金保険料を納付してきた。納付は私と母親が行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の、国民年金の加入手続の時期、手続の場所及び国民年金保険料の納付金額等に関する記憶は曖昧である上、申立人の保険料納付を行ったとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年2月時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から平成2年3月まで

私たち夫婦は、平成2年3月まで毎月店に来る信用金庫の集金人に国民年金保険料を納付していた。昭和57年4月から3年間の申請免除の期間についても自分達で申請した記憶は一切無く、毎月きちんと納付していた。平成2年ごろからは、住所変更もしていないのに納付書が届かなくなったので、それまで納付していた領収書を社会保険事務所へ持って行ったが、その領収書も無くされた。その後も納付書が届かなかったため保険料を納付することができなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、平成2年3月まで保険料を納付していたとしているが、昭和63年6月に不在処理されていることが申立人の「国民年金被保険者名簿索引票」から確認でき、63年6月以後の納付書は送付されなかったことが推認できる。また、63年5月以前の申立期間についても、申立人の、保険料の納付方法や納付金額等に関する記憶は曖昧である上、申請免除の期間についても、申立人の「年度別納付状況リスト」に申請免除の記録があるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から平成2年3月まで

私たち夫婦は、平成2年3月まで毎月店に来る信用金庫の集金人に国民年金保険料を納付していた。昭和57年4月から3年間の申請免除の期間についても自分達で申請した記憶は一切無く、毎月きちんと納付していた。平成2年ごろからは、住所変更もしていないのに納付書が届かなくなったので、それまで納付していた領収書を社会保険事務所へ持って行ったが、その領収書も無くされた。その後も納付書が届かなかったため保険料を納付することができなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、平成2年3月まで保険料を納付していたとしているが、昭和63年6月に不在処理されていることが申立人の「国民年金被保険者名簿索引票」から確認でき、63年6月以後の納付書は送付されなかったことが推認できる。また、63年5月以前の申立期間についても、申立人の、保険料の納付方法や納付金額等に関する記憶は曖昧である上、申請免除の期間についても、申立人の「年度別納付状況リスト」に申請免除の記録があるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年11月までの期間、49年7月から同年12月までの期間及び53年3月から平成4年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年11月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで
③ 昭和53年3月から平成4年8月まで

私は、厚生年金保険の資格を喪失する都度、区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は区役所か金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の、国民年金の加入手続を行った時期や年金手帳の記憶、申立期間の保険料の納付時期、納付方法、納付金額等の記憶は曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年10月に元配偶者と連番で払い出され、その際、納付可能であった4年9月以降の保険料をさかのぼって納付しており、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付ができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年3月までの期間及び45年9月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで
② 昭和45年9月から48年9月まで

私達夫婦はさかのぼって国民年金保険料を特例納付し、それ以降、一生懸命に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の妻は、さかのぼって納付した保険料の総額及び特例納付の時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、第2回特例納付により、51か月の保険料を納付したことが附則18条納付者リストにより確認でき、平成6年7月及び20年7月に計39か月の厚生年金保険期間が統合されていることが確認できるが、当該特例納付時点では、申立人は、当該特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさなかったことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から48年9月まで

私達夫婦はさかのぼって国民年金保険料を特例納付し、それ以降、一生懸命に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の夫は、さかのぼって納付した保険料の総額及び特例納付の時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、第2回特例納付により、79か月の保険料を納付したことが附則18条納付者リストにより確認でき、平成4年3月に13か月の厚生年金保険期間が統合されていることが確認できるが、当該特例納付時点では、申立人は、当該特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格を満たさなかったことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から53年3月まで

私は、昭和45年7月に厚生年金保険の適用事業所を退職後、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月は、第3回特例納付の実施期間内であるが、申立人は、国民年金の加入手続時にさかのぼって保険料を納付した記憶がないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5840

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から48年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を母の分と一緒に納付してくれていたはずである。「お前も65歳になったら年金をもらえるようになるからね」と私に度々言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から、申立期間当時の保険料の納付状況等に関する説明について、電話及び文書による照会に対して協力が得られないため、当時の納付状況等が不明であること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年1月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月から同年12月まで

私は、平成13年9月に会社を退職した後、国民年金に関する書類が届いたので、区役所へ行き国民年金保険料は納付しないと申し出て保険料を納付していない。申立期間の保険料が納付済みとされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金の被保険者から除外され又は国民年金保険料の納付を免除される事情も見当たらない。また、社会保険庁の記録には、申立人が厚生年金保険の資格を喪失して2か月経過した平成13年11月に、申立人に対して国民年金への加入勧奨が行われたことを示す記録があり、加入勧奨に応じなかった場合に4か月後の14年3月に行うこととされている最終勧奨が行われた記録がないことから、申立人の国民年金の加入手続は、13年11月から14年3月までの間に行われたと考えられる。さらに、申立期間の保険料は14年1月に収納されたと記録されており、これらの記録内容に不合理な点は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5844 (事案 1052 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 44 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

私の義父は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。義母が経営していた美容室で申立期間当時一緒に働いていた従業員は、当時のことを証言してくれるはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人の義父が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の夫は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の記憶が曖昧であるなど、申立人の義父が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 10 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、義母が経営していた美容室で当時働いていたとする従業員が当該期間の保険料を納付していたことを証言してくれるはずであると説明しているが、当該従業員は、申立人の義父が当該従業員及び申立人の保険料を納付していたと証言しているものの、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、当該期間当時未成年で国民年金に加入してお

らず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 今回新たに申し立てられた申立期間②については、申立人の義父が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の夫は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の記憶が曖昧である。さらに、当時の事情を知っているとされる申立人の義母の美容室で働いていた従業員は、申立人の義父が当該従業員及び申立人の保険料を納付していたと証言しているものの、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、当該期間中には、国民年金に加入しておらず、当該期間後の昭和46年になってから国民年金に加入し保険料を納付しているなど、申立人の義父が当該期間の申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私の妻は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により、さかのぼって納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年8月時点では、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たすことができないことから、受給資格期間を満たすために申立期間直後の41年1月から44年3月までの保険料を加入当初に過年度納付したことがうかがわれるほか、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている夫の保険料も申立期間の大部分は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年6月まで

私は、区役所から、今これだけ国民年金保険料を納付すれば満額の年金が受給できるという書類と納付書が送られて来たので、国民年金の加入手続を行い、未納の保険料を郵便局から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料を納付した時期等の記憶が曖昧である上、納付したとする金額は、第2回特例納付で納付済みとなっている昭和36年4月から39年6月までの保険料に加えて、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額の合計と相違する。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年12月時点では、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間を満たすことができないため、受給資格期間を満たすために、国民年金加入時に第2回特例納付及び過年度納付で必要な月数の保険料を納付したことがうかがわれるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間当時、家業を手伝い、青色申告等もしっかり行っていた。国民年金保険料についても納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付方法、納付場所等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年 2 月か 3 月ごろに払い出されており、当該払出時点では申立期間の多くは時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人には保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年8月までの期間及び42年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年8月まで
② 昭和42年7月から45年3月まで

私は、区の職員に国民年金保険料に未納がある場合は一括で納付できるとの説明を受け保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間は記録上、国民年金に未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年2月まで

私は、平成9年4月に申立期間の国民年金保険料の免除を申請した。申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の免除を申請した時期等の記憶が曖昧である上、申立期間の前年度に保険料を免除されており、免除期間の更新の有無を確認するはがきが届いたので返送したとする説明は、申立人が当時居住していた区の免除申請手続の取扱と相違するなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの期間、53年10月、55年9月から平成2年4月までの期間、平成2年8月及び同年9月、3年1月、9年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から49年3月まで
② 昭和53年10月
③ 昭和55年9月から平成2年4月まで
④ 平成2年8月及び同年9月
⑤ 平成3年1月
⑥ 平成9年1月

私は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたはずである。また、昭和63年ごろには、市の集金人の訪問を受け、2年分の保険料が納付できるとの説明を受け、まとめて2年分を納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付時期、納付方法、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、昭和63年ごろに2年分の保険料を納付したとする市の集金人は、過年度保険料の収納を取り扱っていない。また、申立人は、申立期間③直後の平成2年5月及び同年6月の保険料を4年6月に、申立期間④直後の2年10月及び11月の保険料を4年11月に、申立期間⑤直後の3年2月の保険料を5年2月に、申立期間⑥直後の9年2月及び同年3月の保険料を11年3月に過年度納付している上、申立期間③、④及び⑥は、それぞれ直後の保険料を納付した時点では、時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人

が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年10月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から5年11月まで

私は、主人に勧められて昭和42年に国民年金に任意加入し、65歳まで加入しなければ年金の受給資格を得られないと考え、60歳に到達した平成2年に任意加入手続を行い国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成2年に任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、60歳に到達した2年*月に国民年金の被保険者資格を喪失し、5年12月1日に国民年金に任意加入したことが記載されており、申立期間は60歳到達以降の任意加入期間のためさかのぼって加入することができず、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人の夫は、自身の記録を記載していた手帳の5年12月1日及び7日の欄に、年金手続等で区役所へ行った旨の記載があると説明しており、同月1日付けで申立人が国民年金に任意加入をしたとなっている社会保険庁の記録と合致するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から42年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から42年5月まで

私は、婚姻後の昭和37年11月に国民年金に加入し、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金の加入手続を行った区の国民年金被保険者名簿には、昭和42年6月に任意加入と記載されていることが確認でき、その後、62年2月に資格取得日が37年11月に記録訂正されており、当時、申立期間は国民年金に未加入期間であったことから制度上、保険料を納付することができない期間であった。また、当該資格取得日の変更が行われた時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和42年6月ごろに払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から51年3月まで

私は、納付月数として18か月及び34か月と記載された2枚の国民年金保険料の領収証書を所持しており、申立期間の保険料も納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3回特例納付であることを示す「附4条」のスタンプが押された昭和54年2月22日付け及び同年6月21日付けの2枚の国民年金保険料納付書・領収証書を所持しており、これをもって申立期間の保険料を納付したと主張しているが、当該領収証書は、納付対象期間がいずれも未記入で、納付期間が18か月及び34か月と記載されていることについては、申立人の年度別納付状況リストにより、36年4月から40年2月までの期間（47か月）及び46年4月から同年8月までの期間（5か月）の計52か月分の保険料が特例納付されていることが確認できることから、当該特例納付保険料は、これらの期間に係るものであることが推察される。また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち46年9月から47年9月までの期間については、申立人の夫も自身の保険料が未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 5869 (事案 2177 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ区報で国民年金に任意加入できることを知り、区役所で国民年金の加入手続を行った。毎月 100 円の国民年金保険料を納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を納付したとする納付方法の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 38 年 6 月に払い出されたものである上、申立期間は国民年金に未加入であり、当該未加入期間に申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、未納となった原因は、昭和 43 年当時居住していた区がコンピュータを導入した際に申立期間の任意加入の記録が抜け落ちたためと主張するが、申立期間当時の保険料の納付記録は社会保険事務所においても被保険者台帳として記録管理されており、当該台帳でも申立期間は国民年金に未加入となっていることなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 3 日から 35 年 1 月 20 日まで
平成 20 年 4 月にねんきん特別便が届き、申立期間の年金記録が欠落していたため社会保険事務所で確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、弟も同じ事業所で働いていたが請求手続を行っていない。

また、申立期間後に同一会社の別事業所で勤務しており、脱退手当金を受け取ることはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 11 月 30 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 37 年 4 月 10 日まで
老齢年金の裁定請求手続のために社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
元勤務先に問い合わせたところ、「知らない。」との回答を受けたが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 10 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月1日から34年6月1日まで
② 昭和34年6月1日から37年9月1日まで

平成20年に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年9月1日の前後2年以内に資格喪失した者9名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた1名は、退職時に事業所から脱退手当金の説明を受け、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 11 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時には脱退手当金の制度については知らず、会社から説明は無かったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 1 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 6 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 41 年 4 月 5 日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職後に脱退手当金を受給したのは、結婚後の厚生年金保険被保険者期間のみであり、それ以前の被保険者期間については請求手続を行ったことや、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月 5 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 14 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 7 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立期間の脱退手当金についても、申立期間のすべての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算された支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 41 年 5 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 35 年 4 月 4 日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、制度を知らなかった上、脱退手当金を受給した覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 4 月 4 日の前後約 6 か月以内に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月1日から8年6月3日まで
② 平成8年6月3日から10年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、同社が組織変更し、個人事業所となった後のB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和42年9月にA社に入社してから、申立期間①及び②の期間についても継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、給与明細書等当時の給与及び厚生年金保険料の控除を示す資料は無く、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明であるが、昭和42年9月にA社に入社してからB社を退職する平成10年8月27日まで、継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時のA社及びB社の同一の事業主は、申立期間①及び②において、両事業所をとおして申立人の在籍は確認できるが、申立人に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、当時経営が厳しく、従業員の厚生年金保険料を控除し、事業所として厚生年金保険料を納付できる経営状況でなかったとしている。

さらに、申立人の申立期間①及び②において、当時一緒に勤務していた同僚に照会したところ、申立人の両事業所における在籍は知っているが、厚生年金保険料の控除の有無については不明と回答している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間①のA社において、平成3年9月1日に、厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているとともに、同日付けで、同事業所の健康保険について、事業主である夫の被

扶養者として加入の申請を行っており、同年9月10日付けで夫の健康保険の被扶養者として認定処理されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を確認したところ、資格喪失をした日後に、さかのぼって平成 9 年 11 月から 10 年 5 月までの標準報酬月額が 32 万円に減額されている。自分は、申立期間には A 社の代表取締役として勤務しており、この間の標準報酬月額は 59 万円であることから、32 万円に変更になっているのは不自然であり、記録訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格は、平成 10 年 6 月 5 日付けで、同年 6 月 1 日に資格喪失となり、併せて同日付けで申立人の標準報酬月額は 9 年 11 月から 10 年 5 月までが 59 万円から 32 万円にさかのぼって訂正されており、また、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 10 年 9 月 14 日付けで従業員 3 人のうち 2 人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されていることが確認できる。

これについて、経理担当者である申立人の妻は、「預金口座取引一覧表のとおり、平成 10 年 3 月以降は、A 社の資金繰りの悪化により厚生年金保険料が預金口座から引き落とされなくなり、厚生年金保険の一部は現金で支払ったものの残額は滞納になった。」と供述しており、かつ、申立人の標準報酬月額の訂正に関しては、「申立人から代表者印を預かり、社会保険事務所が作成した書類に押した。」と供述している。

また、代表取締役である申立人自身も、「標準報酬月額のさかのぼっての訂正に関しては経理担当者である妻から相談を受けて同意し、当時の従業員に対して厚生年金保険から国民年金への切替えを通知し、了解を得ている。」と供述している。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額
の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、
自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なもので
はないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険
の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 46 年 9 月まで
③ 昭和 64 年 1 月 5 日から平成 3 年 9 月 15 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、及びC社に勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの事業所に勤務していたのは確かなので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、設計や現場管理に従事していたと申し立てているところ、事業主の妻の供述で勤務の期間は不明であるが同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 45 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所にはなっていない。

また、A社は昭和 60 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このことについて、事業主の妻は、「事業主（夫）から申立人のことは聞いたことがある。」としつつも、「事業主は既に死亡しており、自分が経理担当ではなかったので当時のことはよく分からないが、事業所が厚生年金保険の適用を受ける以前に給与から厚生年金保険料控除はしていないと思う。」と供述し、「申立期間当時は小さい会社であり、雇っていたのは日雇いの大工であった。」とも供述している。

加えて、申立人は、A社について、申立期間当時は申立人を含め4人くらいが働いていたと供述し、同僚1人の名字を記憶していたが、当該従業員の連絡先が不明であり、同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社において、仕事ごとに会社と請負契約をする、契約社員として勤務していたと申し立てているところ、他の従業員の供述から、勤務期間は不明であるが同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、昭和51年2月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、5人に照会したところ、3人から回答があり、このうち1人は申立人を記憶していなかったが、2人は申立人の勤務の期間は特定できないが知っているとしている。

さらに申立人を知っていると答えた従業員の一人は、「申立期間当時の会社では、社会保険に加入していたのは日給月給制で給料を貰う人であり、単発で仕事を請け負う人は社会保険に加入していなかった。」と証言している。

なお、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していたと供述しているほか、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②において国民年金に加入し、昭和43年4月から同年12月までの間、及び44年4月から45年6月までの間、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社及び系列会社であるD社の2社に同時に勤務し、D社では厚生年金保険の被保険者であったがC社の同記録が無いと申し立てているところ、同社の役員および経理担当者の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

そこで、系列会社であるD社の事業主及び経理担当者（両者はそれぞれC社の取締役及び経理担当者を兼務。）に照会したところ、事業主及び経理担当者はともに「申立人は、申立期間、同時に上記の2社に勤務していたが、C社では契約社員のような形態で雇用されており、給料は歩合制であった」と供述している。

また、上記の事業主及び経理担当者はともに「C社は社会保険には加入しておらず、自分を含め従業員について、社会保険料を給与から控除もしていなかった。」とし、さらに、「申立人及び自分も、厚生年金保険にはD社で

加入している。」と供述している。

なお、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、D社において申立期間と同じ昭和64年1月5日から平成3年9月15日まで、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成 5 年 7 月 26 日からアルバイトとして勤務し、大型免許の取得をした後、正社員となり、6 年 5 月 1 日から同年 11 月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で勤務していたことは、同社の厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の証言により認められるが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は無く、勤務した期間を確認することはできない。

申立期間当時、A社は、厚生年金保険や健康保険には正社員のみを加入させ、アルバイトは加入させていなかったとしているが、アルバイトの中で勤務状態の良い者を正社員に採用する取扱いがあり、申立人もそのうちの一人として、平成 6 年 10 月 21 日に正社員として採用し、厚生年金保険に加入させたところ、数日後に申立人が退社したため、同年 11 月 7 日に社会保険事務所に厚生年金保険の資格取得取消申請を行ったとしており、同社の厚生年金保険被保険者名簿では、同年 11 月 11 日に申立人の厚生年金保険の資格取得が取り消されている。

また、社会保険庁の申立人に係る被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）では、申立人は平成 6 年 10 月 21 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 22 日に前記の厚生年金保険の資格取得取消処理がなされていることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 54 年 4 月 1 日に国民健康保険に加入し、同日以降、

申立期間を含め継続して国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

加えて、申立人の、申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 11 年 4 月 30 日まで

A社で取締役（有限会社の代表者）として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、44 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 4 月 30 日の後の同年 5 月 10 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び訂正処理日において、同社の取締役（有限会社の代表者）であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間には保険料を滞納しており、社会保険事務所から保険料の督促があったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社で取締役（有限会社の代表者）であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理についてその処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間には同社の取締役であったが、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、53 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 6 年 3 月 31 日の後の同年 4 月 27 日付けで、さかのぼって 28 万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できる上、当時の複数の従業員は、申立人はA社の事実上の責任者として、社会保険の手続にも関与していたと供述している。

また、申立人は、当時、社会保険料の滞納があったことを認識していたとしており、A社において上記の訂正処理に係る事務手続を行った者は、申立人に相談して、同意を得た上で同手続を行ったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として社会保険事務に関する責任を有する立場にあり、自らの標準報酬月額の減額処理について、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には厚生年金保険料を控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社では、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができないと回答している。

また、申立人が記憶している同僚1名及び社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から連絡先を把握した5名の従業員に対して、申立内容に係る事情を把握すべく照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について事情を把握することはできなかった。

さらに、A社の申立期間当時の工場長は、「A社は20名から30名程度の会社なので、正社員であれば知らない人はいないが、申立人は記憶していない。ただ、アルバイトで勤務していた人は、短期間で辞めてしまうので記憶していないし、アルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、社会保険事務所によって改ざんされていたことが判明した。同社は、時期は明確に覚えていないが、経営が悪化し、社会保険料の滞納が続いていたところ、社会保険事務所の職員から給与を下げて未払い分を精算するように言われ、社会保険事務所に出向いて標準報酬月額変更届を提出し、滞納保険料を精算して、差額分の還付を受けた。当時は現状打開のため同意してしまったが、できることなら本来の標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同日より後の同年 4 月 7 日付けで、さかのぼって 50 万円から 28 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「A社の経営環境が悪化した際に、社会保険事務所の職員から滞納保険料の整理について指導があり、社会保険事務所に出向き、書類に社印を押した。」と供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から9年1月28日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、社会保険料の滞納はあったが、当該標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の代表取締役として、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年1月28日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録により認められる。

また、A社が適用事業所でなくなった平成9年1月28日付けでさかのぼって、4年2月から8年12月までの期間における申立人の標準報酬月額を、4年2月から6年10月までの期間は53万円を8万円に、同年11月から8年12月までの期間は59万円を9万2,000円に、それぞれ減額処理されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、A社の経営環境が悪化し、社会保険料の滞納があったことを認めている上、平成9年1月に厚生年金保険の適用事業所としての資格を喪失するために社会保険事務所へ出向いた際に、社会保険事務所の担当者から、同社の滞納保険料について申立人の標準報酬月額を調整して補填する必要がある旨の説明を受けたと供述している。以上のことから、同社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自

らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 13 年 4 月 13 日まで

経営環境の悪化により厚生年金保険料の納付が困難になり、社会保険事務所に外向き訂正の届出を行った。その後社会保険事務所の戸別訪問により、社会保険事務所の記録では、A社における申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より低い額の標準報酬月額になっていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同社に在籍していたことが商業登記簿謄本で確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 13 年 4 月 13 日より後の同年 4 月 16 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が 59 万円であったものが 10 年 11 月から 12 年 9 月までの期間は 9 万 2,000 円、同年 10 月から 13 年 3 月までの期間は 9 万 8,000 円にさかのぼって減額処理がされていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、その当時、厚生年金保険料の滞納があり、滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行う中で、標準報酬月額の訂正に係る届出を自ら行ったと供述し、このことは滞納処分票の記録からも確認できる。これらのことから、申立人は自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 7 月 27 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社入社時から上司の下宿先に引っ越し、申立期間も勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚2名の供述により、申立人の入社日は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散している上、同社の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、当該従業員の多くは同社において試用期間があったと供述している。

さらに、A社の労務管理に詳しい2名の従業員は、同社は昭和30年代前半に労働条件が非常に悪く、入社して2、3か月で離職する者が数多くいたため、試用期間を3か月設け、その間は厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

加えて、申立人が自分よりも先に入社したと記憶している同僚は、申立人が入社したと主張する昭和35年4月1日以降に厚生年金保険の資格を取得して

いることから、A社は少なくとも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月26日から48年4月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和42年10月21日から60年6月30日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時は、A社の仕事の一環として海外で勤務していたが、同社から給与が支給されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述により、申立人は、申立期間は、同社の海外におけるグループ会社であるC社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和60年7月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。そして、B社は、C社は、既に解散し、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立期間における厚生年金保険の加入状況については確認ができないが、当時、A社からC社に出向した場合は、厚生年金保険に加入させない場合があったと回答している。

また、申立人が記憶している申立期間当時の同僚は、既に死亡しているため、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に申立人の勤務状況等を確認したところ、8人の従業員が、申立人は、申立期間当時、C社に所属し、海外で勤務していたことを記憶していたが、厚生年金保険の加入状況等については分からないと回答している。

さらに、A社が加入していたD健康保険組合の記録においても、昭和48年4月21日に資格の再取得をしていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年4月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成5年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年8月17日付けで申立人の標準報酬月額の記録は、4年8月から5年3月までの期間について、53万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、当該事業所の経理担当者は、「申立期間当時は、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたかもしれない。」と供述している。

また、申立人は、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための手続等は顧問弁護士が行っていた。」と供述しているが、当該弁護士は、「当時の資料は、既に破棄しているため確認することはできないが、申立人の同意を得ずに社会保険関係の届出を行うことはない。」と供述している上、当該事業所の経理担当者は、「自分は、社会保険の事務手続を行っていたが、会社の実印は、申立人が管理しており、手続の都度申立人の承諾を得ていた。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 6 年 6 月 30 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役を務めていたA社は、平成 6 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 7 月 18 日付けで申立人の標準報酬月額の記録は、5 年 2 月から 6 年 5 月までの期間について、53 万円から 8 万円にさかのぼって訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、A社が加入していた厚生年金基金の記録では、申立人の 5 年 2 月から 6 年 5 月までの期間の標準報酬月額は、8 万円となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A社の取締役及び従業員は、「申立人は、実質的な経営者で、給与計算や社会保険関係の事務は、申立人が行っていた。」と供述している。そして、当該取締役は、「同社は、平成 5 年ごろから社会保険料の滞納があり、申立人が社会保険事務所と滞納保険料について交渉していた。」と供述していることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張

することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 11 月 21 日まで
社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役を務めていたA社は、平成 7 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 12 月 7 日付けで申立人の標準報酬月額の記録は、6 年 12 月から 7 年 10 月までの期間について、59 万円から 9 万 2,000 円に、さかのぼって訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「申立期間当時は、会社の経営が厳しく、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、滞納額を処理するため、社長から会社の実印を預かって社会保険事務所へ行ったところ、社会保険事務所の職員から、社会保険料の滞納額を解消する方法として、社長と自分の標準報酬月額を過去にさかのぼって引き下げる方法を提案され、それに同意の上、手続を行った。」と供述している上、申立人は、総務、経理、社会保険事務等全てを担当する管理本部長的な立場である取締役であったとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 34 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答をもらった。昭和 30 年にA社に入社し、同社の放送部で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚及び当時の業務内容に関する申立人の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、同社の退職者名簿に申立人の氏名が見当たらないため、正社員ではなかったとしており、当時、正社員以外は厚生年金保険に加入させない取り扱いがあったと回答している。

また、申立人が氏名を記憶していた複数の同僚に照会したところ、二人の従業員が申立人は正社員ではなくアルバイトであったと供述しており、そのうちの一人の従業員は、当時のA社では、アルバイトは厚生年金保険に加入させない取り扱いがあったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 48 年 1 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、43年2月1日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、昭和 43 年 6 月 13 日から 50 年 2 月 28 日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録により、A社は平成 15 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の事業主の所在が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人のA社における厚生年金基金の加入記録が昭和 48 年 1 月 16 日から 50 年 3 月 20 日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致しているほか、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社で勤務していることが確認できる 5 名の従業員についても厚生年金保険及び厚生年金基金の加入記録が一致していることが確認できる。

さらに、上記名簿から、同僚及び従業員 25 名のうち、経理担当者を含む 11 名は、A社では希望者を厚生年金保険に加入させる取扱いがあったとし、一方、別の 8 名は入社時に加入したとしていることから、同社では、厚生年金保険の加入を希望しない一部の従業員については、厚生年金保険に加入させていない取扱いであったことがうかがわれる。また、上記 25 名のうち、1 名の給与明

細から、厚生年金保険に加入するまで保険料控除がなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 22 日から 11 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、同社では、社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていることが確認できる。

また、申立人から提出のあった確定申告書（控）によると、A社の給与の他に、関係会社であるB社からも給与の支払が確認でき、記載された社会保険料控除欄から、申立期間当時のそれぞれの社会保険料率で計算すると、同社の標準報酬に基づいた保険料控除額であることが確認できる。

このため、事業主は、申立期間の申立人の給与から、社会保険事務所のA社に係る記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月ごろから 46 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 45 年 11 月ごろから勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 11 月ごろから申立期間を含め、A社に継続して勤務していた旨申し立てている。

しかし、A社では、申立期間当時の従業員に係る人事記録等の資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態について確認することができないと回答している。

また、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が昭和 46 年 4 月 1 日を申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け出ていることが確認でき、これは社会保険事務所の記録と一致している。

このことについてA社では、「申立人の当社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、提出した資格取得確認通知書にあるとおり昭和 46 年 4 月 1 日で間違いない。また、仮に、申立人が申立期間に当社に勤務していたとしても、46 年 4 月 1 日までの未加入期間は厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかったはずである。」と回答している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から昭和 46 年 1 月に厚生年金保険に加入していることが確認できる 2 人の従業員はいずれも、「申立人は自分より後に同社に入社した。」旨供述しており、また、こ

これらの従業員から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができなかった。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 8 月 30 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 13 年 8 月から 14 年 4 月までの期間は 36 万円、同年 5 月から同年 7 月までの期間は 26 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 8 月 30 日以降の同年 9 月 19 日に、申立人を含む 9 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、13 年 8 月から 14 年 7 月までの期間について 11 万円へと訂正されていることが確認できる。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票の記録では、同社が平成 13 年以降、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していることが確認でき、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時には当該滞納保険料の納付について申立人と社会保険事務所の担当職員が交渉を行うなどの記載があり、その支払に苦慮していたことが認められる。

さらに、申立人及びA社の他の取締役は、申立人が当時、同社の総務担当責任者として社会保険関係の事務手続を行っていたことを認めている。

加えて、申立人は、平成14年3月ごろに社会保険事務所から働きかけがあり、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対して標準報酬月額減額に係る届出を行ったことを認めている。

これらのことから、申立人は、A社における社会保険関係事務に職務上関与し、また、社会保険事務所の担当職員から、自身等の標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、自身等の標準報酬月額減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役及び社会保険事務担当者として自らの標準報酬月額減額に職務上関与し、同意しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 4 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同日より後の平成 5 年 1 月 5 日付けで、さかのぼって 53 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、社会保険料の滞納があったとしており、また、A社の経理担当取締役であった申立人の妻は、「社会保険事務所の職員から、保険料を支払えないのであれば、厚生年金保険から脱退するように言われた。社会保険事務所に出席、手続を行ったことを明確に覚えている。」と供述しているところ、申立人は、「訂正処理について、同意した明確な記憶は無いが、当該処理に必要であれば同意したと思う。」と供述していることから、上記訂正処理について、申立人が同意していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負う代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から63年2月29日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、昭和63年2月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同日より後の同年3月3日付けで、さかのぼって32万円から7万2,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「A社は、社長である自分が訴追され、責任を取るために清算した。社印は自分が管理し、必要に応じて押印していた。」と供述しており、また、A社で社会保険事務手を担当していた者は、「申立人の指示を受けて仕事をしていた。」と供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 4 年 4 月 24 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 2 年 5 月から同年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から 3 年 6 月までは 47 万円、同年 7 月から 4 年 3 月までは 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 4 年 4 月 24 日より後の同年 5 月 7 日付けで、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の代表取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できる。

また、申立人が、社会保険事務を一手に担っていたとする従業者は、その供述内容から、当該訂正処理日には既に、A社を退職していることが認められるところ、申立人は、「社会保険事務をほかの社員が行うことはあり得ない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 3 月 8 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 3 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同月より後の同年 4 月 26 日付けで、さかのぼって 53 万円から 8 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「会社整理の手続を弁護士に依頼し、社印も渡していた。自分は上記^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していない。」と主張している。

しかし、申立人が会社整理を依頼したとする弁護士は、「当事務所で書類を作成することはあるが、作成した書類は会社に渡すと思う。代表者印をいつごろ預かったかは分からない。」と供述している。

また、申立人は「会社の社会保険事務は、妻が担当していた。しかし、当該訂正処理には関与していない。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が当該訂正処理に関与していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 7 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同日より後の同年 8 月 24 日付けで、さかのぼって 59 万円から 26 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の複数の元従業員は、同社は、当時、経営状況が悪化し、厚生年金保険料の支払に苦慮していた旨供述しており、また、申立人は、「自分が社会保険事務手続を行っていた。社印も自分が管理していた。」と供述しているところ、このような状況から代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において当該訂正処理が行われたとは考え難く、申立人は、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所の記録で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、取締役で勤務したが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人が主張する 59 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 6 月 21 日より後の同年 6 月 25 日付けで、7 年 11 月にさかのぼって 44 万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認でき、申立人の妻及び弟は、当時、申立人は、同社の専務取締役であったが、申立人の父である代表取締役が高齢のため、申立人が実質の代表取締役として社会保険の事務手続を自ら行っていたと供述していることから、会社の業務を執行する責任を負っていた申立人が、上記訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険に関する事務等を担当する専務取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月25日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社が、申立期間の「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出しなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成20年8月28日に申立人に係る18年7月25日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しているが、厚生年金保険法第75条の規定により記録訂正は行われたが、保険給付には反映されていない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、申立人から提出された申立期間の賞与明細書により、厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月25日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社が、申立期間の「厚生年金保険被保険者賞与支払届」を提出しなかったため、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、手続の誤りに気付き、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録訂正は給付に反映されていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成20年8月28日に申立人に係る18年7月25日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しているが、厚生年金保険法第75条の規定により記録訂正は行われたが、保険給付には反映されていない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、申立人から提出された申立期間の賞与明細書により、厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月11日から27年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社B工場には、申立期間も勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び申立人の供述から、申立人は、昭和26年6月11日から同社B工場に臨時工として勤務していたことは認められる。

しかし、A社人事部では、臨時工については、申立期間当時、厚生年金保険に加入させる場合と、そうでない場合があったとしている。また、同社B工場の当時の社会保険担当者の供述から、当時同社の業績が思わしくなく、臨時工から社員（雇員）になるまでの間は、健康保険と失業保険のみに加入させており、給与からの保険料控除についても、厚生年金保険被保険者資格を取得させてから行っていたとしている。

また、社会保険事務所の記録では、申立人が同日に入社したと供述している同僚の厚生年金保険被保険者取得日が昭和27年3月1日になっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月6日から32年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社B工場には、申立期間も勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び申立人の供述から、申立人は、昭和31年4月6日から同社B工場に臨時工として勤務していたことが認められる。

しかし、A社人事部は、臨時工については、申立期間当時、厚生年金保険に加入させる場合と、そうでない場合があったと回答している。また、申立期間当時の社会保険担当者は、当時同社の業績が思わしくなく、臨時工から社員(雇員)になるまでの間は、健康保険と失業保険のみに加入させており、給与からの厚生年金保険料控除についても、厚生年金保険被保険者資格を取得させてから行っていたと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から59年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、申立期間から継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録並びにA社で発行された永続表彰及び従業員の供述から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所において社会保険事務を担当していた従業員は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入を希望しなかった乗務員は、当該事業所が加入していた健康保険組合には加入していたが、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していなかった。」と回答しており、経理事務を担当していた従業員も、「請負制で勤務していた乗務員は健康保険組合には加入したが、厚生年金保険には加入していなかった。その後、請負制を廃止し、昭和59年9月1日に請負制だった乗務員を一括で厚生年金保険に加入させた。」と回答している。

また、A社において請負制で勤務していたと供述している乗務員は、申立期間当時は厚生年金保険に未加入であり、保険料控除はされていなかったと回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和59年9月1日に100人の者が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、請負制

の乗務員については同日以後に厚生年金保険の加入手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 9 年 1 月 27 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与の支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 9 年 1 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日の翌日の同年 1 月 28 日を処理日として、7 年 1 月から 8 年 8 月までは 59 万円が 9 万 8,000 円に、同年 9 月から同年 12 月までは 30 万円が 9 万 8,000 円に遡及により減額訂正される処理が行われている。

一方、申立人は、申立期間当時に、A社には社会保険料の滞納はなかったとしているが、社会保険事務所が保管している資料から、平成 8 年 7 月分の厚生年金保険料が納期限までに納付されておらず、一部滞納となっていたことが確認できる。また、申立人の妻は、同社では、会社の実印を事務責任者であった自分も扱うことはできたが、申立人の承諾を得ずに独断で使用することはできなかったと供述しており、標準報酬月額の減額訂正の届出について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 12 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 7 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日の後の 8 年 1 月 5 日を処理日として、6 年 10 月から 7 年 3 月までは 50 万円が 9 万 2,000 円に、同年 4 月から同年 11 月までは 20 万円が 9 万 2,000 円に遡及により減額訂正される処理が行われている。

一方、申立人は申立期間当時、A社の業績が悪化し、厚生年金保険料の滞納があったと供述している。また、同社では、同社の経理・総務業務全般を別会社の社長に行わせていたところ、A社の複数の従業員は、申立人が同社の資金の使途、運用等についてこの別会社の社長に細かく指示していたこと、さらに、社会保険事務所からA社に対して厚生年金保険料の納付の督促が行われていたことを供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えるのが妥当であり、A社の代表取締役であった申立人が、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 21 日から 3 年 7 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、平成 2 年 9 月 21 日から 3 年 1 月 1 日までは 14 万 2,000 円、同年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日までは 9 万 2,000 円となっている。申立期間当時の給与額は 30 万円くらいであったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 3 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日の後の同年 9 月 18 日を処理日として、同年 1 月から同年 6 月までは 9 万 2,000 円に、また、同年 9 月 27 日を処理日として、2 年 9 月から同年 12 月までは 14 万 2,000 円に^{そきゅう}遡及により減額訂正される処理が行われている。

一方、申立人は、標準報酬月額の減額訂正については記憶していないとしているが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の会社の整理手続はすべて自分が行っており、また、会社の代表者印についても、自分が管理していたと供述していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 1 日から 14 年 12 月 26 日まで
代表取締役を務めたA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっている。申立期間当時の給与額は50万円くらいであったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成14年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日の後の15年1月30日を処理日として、12年12月から14年11月までの期間について、50万円から9万8,000円に遡及^{そきゅう}により減額訂正される処理が行われている。

一方、社会保険事務所が保管する平成12年度から14年度までの滞納処分票及び14年2月*日に発行した差押予告通知書には、11年10月から厚生年金保険料の滞納があり、この滞納保険料の支払について、申立人と社会保険事務所が複数回にわたり話し合いを行っていることが記載されている。

また、上記の滞納処分票によると、14年2月から14年11月まで、毎月の厚生年金保険料額が記載されていたものが、これらが取り消され0円とされていることが確認できる。

さらに、厚生年金基金及び健康保険組合の記録も社会保険庁のオンライン記録と一致しているところ、上記の滞納処分票及び平成15年2月6日付で社会保険事務所が発行した債権差押調書によると、厚生年金基金の標準報酬月額を更正減することで発生した過誤納付金を、社会保険事務所が差押え、厚生年金保険の滞納保険料の一部に充当していることが確認できる。なお、社会保険事務所の記録では、上記の差押え及び申立人の標準報酬月額の減額訂正処理を行

った上で、さらにA社には滞納保険料があったことが確認できる。

加えて、申立人は、自らの標準報酬月額を調整する必要がある旨の説明を社会保険事務所から受けた記憶は無いとしているが、一方、社内の社会保険事務手続も行っていたこと、また、A社の厚生年金保険の適用事業所としての喪失手続を自ら行ったと供述していることから、申立人自身の標準報酬月額の減額処理については、申立人が同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 5 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額と相違していることが判明した。

同社は、平成 6 年に経営が悪化して社会保険料を滞納していたが、社会保険の手続を行うために社会保険事務所に行ったことは無いので、標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 5 月 31 日以降の同年 6 月 22 日付けで、5 年 12 月から 6 年 4 月まで 53 万円が 8 万円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことを認めており、同社に係る口座振替指定口座の取引明細証明書により、平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 6 月 30 日までの期間に厚生年金保険料の口座振替が無いことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所に行き滞納保険料の納付について相談したことも標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正の書類に社印を使用したことも無いとしているが、申立人自身が社印を管理していたと供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 7 年 3 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役として勤務していたA社での申立期間に係る標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料額に見合う額と相違していることが判明した。平成 5 年には経営が悪化したが、社会保険料を納付したはずなので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 3 月 1 日以後の同年 3 月 7 日付けで、5 年 11 月から 6 年 10 月までは 53 万円、6 年 11 月から 7 年 3 月までは 44 万円が 8 万円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料を納付していたはずだと供述しているが、A社の財務状況を把握していた取引先の事業所の会長及び同社の元従業員は、「申立期間当時、同社は赤字続きで社会保険料を納付できる状況にはなかった。」としており、平成 5 年 4 月以降、同社の銀行口座に社会保険料の振替記録が無いことから、同社では社会保険料を滞納していたことが推認できる。

また、上記元従業員は、「代表取締役であった申立人とその妻が会社の資金をすべて管理しており、この二人の許可無しに他の者が決定することはできなかった。」としていることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自

らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 10 年 10 月 20 日まで
社会保険事務所の訪問調査により、A社に取締役として勤めた期間の標準報酬月額が引き下げられていることについて説明を受けた。遡及して訂正される前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 10 月 20 日以後の 11 年 4 月 16 日付けで、7 年 12 月から 8 年 1 月まで 59 万円、同年 2 月から同年 9 月まで 56 万円、同年 10 月から 9 年 7 月まで 53 万円、同年 8 月から 10 年 9 月まで 30 万円がそれぞれ 9 万 2,000 円に遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は、申立期間当時、取締役として在職していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、同社では経営悪化のため社会保険料を滞納したとしており、同社の預金元帳に平成 7 年 11 月 30 日以降、社会保険料が引き落とされた記録は無い。

さらに、申立人は、「社会保険料を支払えないため、社会保険事務所の指導を受け、取締役として責任を取って、自らの標準報酬月額の減額に応じた。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から同年 9 月 28 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、平成 5 年に売掛先に会社更生法が適用され不渡りを被り自社も倒産したが、社会保険料の滞納はなかったと思うし、社会保険事務所に記録訂正の届出を行った記憶も無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 9 月 28 日の翌日の 29 日付けで、同年 5 月から同年 8 月まで 41 万円が 15 万円に^{そきゅう}遡及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿により、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 5 年に売掛先に会社更生法が適用され、手形が不渡りとなったため倒産したが、社会保険料は滞納していなかったと思う。」としているが、同社が社会保険事務所に登録していた口座の記録には、平成 6 年 5 月 3 日から同年 9 月まで厚生年金保険料の引き落としが無いことから、保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務所に対し記録訂正の届出を行った記憶が無いとしているが、当時、A社から社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「申立人の了解無しに代表社印を使用したことも、同社の厚生年金保険の全喪届を出したことも無い。」と回答していることから、代表取締役であった

申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所の記録では、代表取締役として勤務した A 社における申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い金額になっていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 3 月 31 日以降の同年 4 月 8 日付けで、7 年 8 月から 9 年 2 月まで 59 万円が 16 万円に遡及^{（遡及）}して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A 社の商業登記簿により、標準報酬月額の減額訂正が行われた平成 9 年 4 月当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 8 年 8 月ごろから著しく経営が悪化し資金難になり、9 年 3 月 31 日に倒産した。倒産の前後は、自ら会社の実印を管理していた。」としており、倒産後の債務整理にあたった弁護士も、「申立人が会社の実印を所持していた。」と供述している。

さらに、A 社の元従業員も「標準報酬月額の減額訂正届出のような重要なことを経理担当者が行うはずはない。社長以外に行う者はいなかったのではなか。」と供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 26 日から 39 年 3 月 18 日まで
② 昭和 39 年 5 月 16 日から同年 8 月 21 日まで
③ 昭和 46 年 10 月 16 日から 47 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、各社に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務したとするA社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務の状況や保険料控除について確認できない。

また、申立人は、A社の元同僚の名前を一人も記憶していないため、元同僚に確認することもできない。そこで、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、20人の従業員に申立人の勤務実態等について照会したが、回答のあった10人はいずれも申立人を記憶していなかった。

さらに、複数の従業員は、申立期間当時、同社の乗務員は150人くらいいたと供述しているが、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者の記録が確認できたのは90人であり、同社では厚生年金保険未加入者が多数存在することが推認できる。

加えて、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除につ

いて、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務したとしているB社は、当時の事業主が既に死亡しており、現事業主も「当時のことは全く分からない。」としているため、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、B社の元同僚の名前を一人も記憶していないため、元同僚に確認することもできない。社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、元従業員3人に申立人の勤務実態等について照会したが、一人も申立人のことを記憶していなかった。

さらに、現事業主は、「以前より試用期間があったため、3か月くらいでは厚生年金保険に入っていたか否か不明。」と回答している上、元従業員一人も、「厚生年金保険への加入は、入社後6か月経ってからである。」と回答している。

加えて、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたとするC社は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、C社は既に廃業し、当時の事業主は死亡している上、当時の事業主の妻は「会社を清算した時点で会社の関係書類はすべて処分したので何も残っていない。会社は社会保険に加入していないので、保険料を控除することもなかった。」と回答している。

さらに、申立人は元同僚の名前を一人も記憶していないことから、元同僚に申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することもできない。

加えて、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月9日から41年4月29日まで
② 昭和48年8月26日から49年8月26日まで
③ 昭和56年7月28日から57年7月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社、B社及びC社に勤務していたが、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。この申立期間の厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたA社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間における勤務の実態や当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできない。

また、当時の事業主及び申立人が記憶する工場長は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務の実態や当時の厚生年金保険の取扱い等について照会することはできない。

さらに、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入し、連絡が取れた4名の従業員に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、2名が申立人を記憶しており、そのうち1名は申立期間に勤務していたことは記憶しているが期間は不明と供述している。

加えて、上記従業員の2名ともA社においては試用期間があった旨供述しており、うち1名は自らも10か月ないし11か月の試用期間があったと供述している。

また、公共職業安定所の雇用保険の記録では、申立人はA社において昭和41年5月1日から43年2月12日までの加入となっており社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、A社は申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

- 2 申立期間②については、B社は、社会保険及び労働保険関係事務を委託していた社会保険労務士（以下、「委託社会保険労務士」という。）に依頼して、昭和49年8月26日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得届出を行ない、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと回答している。

また、委託社会保険労務士が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳にも、昭和49年8月26日付けで申立人が厚生年金被保険者資格を取得した記載がある。

さらに、B社の加入する厚生年金基金の申立人に係る資格取得日は昭和49年8月26日、資格喪失日は同年11月13日であり、公共職業安定所の雇用保険の記録は同社では同年8月26日から同年11月12日までの加入となっており、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者期間と一致する。

これらを総合的に判断すると、B社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、社会保険事務所の記録どおりの手続を行っていたものと考えられる。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたC社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間における勤務の実態や当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできない。

また、申立人の記憶する同僚は、申立人を記憶しているものの申立人の申立期間における勤務の実態や当時の厚生年金保険の取扱い等については不明と供述している。

さらに、社会保険事務所のC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入し、連絡が取れた事業主の親族は、申立人の退職時の状況について記憶しており、その時期は社会保険事務所の厚生年金保険の資格喪失日とほぼ一致する。

加えて、申立人は昭和56年7月27日付けで国民健康保険に加入しており、C社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人に係る公共職業安定所の雇用保険のC社での記録は昭和51年4月1日から56年7月25日までの加入となっており、社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者期間とほぼ一致していることが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月27日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社では、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「C簿」から、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「同社の経営者は変わり事業所名も変更しており、当時の資料として「C簿」のほかは残っていないが、申立人は、昭和44年6月30日に指導員資格試験に合格し、同年7月1日から事後教養が実施されていることから、同日をもって厚生年金保険の被保険者資格を取得したのではないか。」と回答している。

また、申立期間当時の従業員のうち回答のあった5人のうち4人は、いずれもA社には試用期間があったと供述している上、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、おおむね入社から1か月ないし1か月半程度経過後であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 1 月末日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 30 年の年明けに他の同僚二人と共に同社を退職した。
さらに、同社を退職後、直ちにB社へ移り、期間が空くわけがないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、商業登記簿謄本では平成8年6月*日に解散していることが確認でき、事業主及び当時の経理担当者は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務の状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社における厚生年金保険被保険者台帳から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している複数の従業員に確認したところ、そのうち1名は申立人を覚えているものの、申立人の申立期間当時の勤務状況等を確認することはできなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は、確認できない。
このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成2年5月1日から4年11月30日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち平成4年11月30日から9年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年5月1日から4年11月30日まで
② 平成4年11月30日から9年9月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に経理部長として勤務した期間のうち、申立期間①の期間の標準報酬月額が当初の記録より引き下げられている。また、申立期間②の期間については、申立期間①に引き続いて平成9年9月1日まで継続勤務していたが厚生年金保険の被保険者となっていないので、その期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち平成2年5月から同年9月までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年11月30日より前の同年4月8日に、申立人の標準報酬月額が、当初44万円と記録されていたところ9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、申立期間①のうち平成2年10月から4年10月までの期間については、A社が適用事業所でなくなった同年11月30日より後の5年1月7日に、申立人の標準報酬月額が、当初2年10月から3年9月までは41万円、同年10月から4年10月までは44万円と記録されていたところ、それぞれ9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の従業員は、「申立人は同社経理部長として、社会保険事務

を管理していた。」と供述しており、また、事業主は「同社設立時より申立人に会社の実印を渡し、資金繰り、社会保険に係る事務にあたらせていた。」と供述していることから、申立人は同社の社会保険事務について権限を有し、当該事務に携わっていたことが認められる。

また、上記事業主は、当時厚生年金保険料の滞納があり、申立人が社会保険事務所に相談に行き、標準報酬月額に減額訂正の届出を行ったと供述していることから、申立人は当該減額処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の経理部長として厚生年金保険事務に権限を有し、当該減額処理に職務上関与していたにもかかわらず、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②については、当時の従業員2人の回答によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日以降も厚生年金保険料の控除があるにもかかわらず、保険料が納付されていなかったことが発覚したことから、同社に対し保険料の返還を求めたとしている。その際、事業所側の窓口であった申立人から、資料等で同社における未納保険料額と保険料返還方法についての説明を受けたとしている。

また、上記事業主によると、当時、A社においては保険料滞納があり、申立人が厚生年金保険の適用事業所の喪失届を社会保険事務所に提出したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項但し書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月20日から同年9月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継会社であるB社の備員台帳から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除等を証明する書類は保管しておらず、申立人も保険料控除について記憶していないため、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできない。

また、申立人がA社に入社した昭和20年6月の1か月後である同年7月に同社に入社したと回答している同僚も、申立人と同日の同年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同様に入社時から厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、当該同僚によると、申立人及び同人が入社した時期は終戦間際の混乱期であり、終戦後の昭和20年9月に入社した複数の従業員と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得したのではないかと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間、厚生年金保険の保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚であった者の供述から、申立人が申立期間、A社に勤務していたことが推認できる。

一方、雇用保険の被保険者資格及び厚生年金基金の加入員資格の取得日は、いずれも昭和 51 年 5 月 1 日であることが確認でき、当該記録は社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、自分より入社日が遅い同僚と厚生年金保険の資格取得日が同日であるのはおかしいと申し立てしているところ、当該同僚はA社の役員の親族であり、同人によると「当時同社においては一般の従業員には試用期間があった。」と供述しており、申立人には試用期間が設けられていたことが推認できる。

さらに、当時の代表取締役は死亡していること、当時の社会保険担当者は連絡が取れないこと、また、事業所もC県からD県へ移転して当時の資料も無いとしていること等から申立人の保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社に代表取締役として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により平成 10 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同年 8 月 4 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、9 年 8 月から 10 年 7 月までの期間について 30 万円から 15 万円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役である申立人は、平成 9 年頃、数か月分の厚生年金保険料を滞納し、支払い遅延を認めている上、平成 10 年夏に社会保険事務所へ出向いた際に、社会保険事務所の担当者から滞納保険料の清算について説明を受け、書類に代表者印を押印したと供述している。このことから、申立人は自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から8年5月10日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により、平成9年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、10年2月17日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、7年11月から8年4月までの期間について53万円から9万2,000円に、さかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の代表取締役であった申立人は、「申立期間当時、会社の業績不振により社会保険料を滞納しており、納付が困難になったので所轄の社会保険事務所に相談するとともに、社会保険の脱退届の提出手続を会計事務所に依頼した。その際、全喪届等の書類に代表者印を押印した。」と供述している。

また、同社の当時の従業員は、申立人と同様の供述をしていることに加え、「社会保険は脱退することになった。」と申立人から聞いたと供述している。これらのことから、当該訂正処理の手続きは会社の業務としてなされた行為であって、申立人は代表取締役として当該行為に責任を負うべきであり、当該訂正処理に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4704

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成12年5月から15年2月までは17万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日の後の同年4月15日に、当該標準報酬月額の記録は9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成15年4月15日の標準報酬月額の訂正に係る処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の平成12年度から14年度までの滞納処分票から、同社が申立期間に厚生年金保険料を滞納していることが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間及び標準報酬月額の訂正に係る処理日において、申立人が経理及び社会保険事務を一人で行っており、また、代表者印は申立人が保管していたと供述している。

加えて、申立人の妻は、申立人が当時記述したメモには、「平成15年4月10日(木)の日付で、(保険料)本体は3月分までは相殺したので、払わなく

でもいいことになった。延滞金を払うことになった。」との記載があると供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額が減額処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 4727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 22 日から 18 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社を定年退職後に再雇用された期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、申立期間前後の期間に比べると低額であることが分かった。そのため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額、及び申立人から提出のあった源泉徴収票に記載された社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、いずれも申立期間を含む社会保険庁のオンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時、A社を定年退職後に再雇用された者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬額と比べると大幅に減額されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の変更のみが不合理である事情はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月31日から31年6月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に廃業しており、同社の事業の一部を引き継いだ事業所では、同社の当時の雇用及び給与関係が分かる資料を引き継いでおらず、当時の状況を覚えている従業員も見つからなかったため、申立人の申立期間における勤務状況等は分からないと供述している。

また、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できた複数の同僚も、申立人の申立期間における勤務状況等は分からないと供述している。

さらに、調査の途上において、申立人は、「在籍していた職場が移転した後に、上司から会社を辞めてほしいと言われた。」と供述しており、上述の同僚の一人は、「当該職場の移転時期は、昭和29年10月ごろであった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年6月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から7年5月までの期間については53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年6月30日）以降の同年10月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、6年4月から7年5月までの期間については8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社における複数の従業員は、「同社の社会保険の手続については、代表取締役である申立人が全部行っていた。」と供述している。

また、申立人は、「同社の代表者印は、自分が保管していた。申立期間当時、同社には社会保険料の滞納があり、その相談のため社会保険事務所には何度か出向いた。また、その時社会保険事務所において5部から6部の関係書類に代表者印を押印した。」と供述している。これらのことから、申立人は、自らの

標準報酬月額の減額処理に少なくとも同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 2 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から8年1月までの期間については53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成8年2月26日）以降の同年4月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、7年10月から8年1月までの期間については9万8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の経理関係の手続を担当していた会計事務所の従業員は、「受託した業務は経理関係のみで、社会保険関係については社会保険労務士の資格が無かったので引き受けていない。また、代表取締役である申立人が同社における社会保険関係の事務手続を担当していた。」と供述している。また、同社の従業員は、「標準報酬月額の引き下げの社会保険事務所への処理手続は、代表取締役が社会保険事務所の職員の指示に従って行った。」と供述している。

また、申立人は、「厚生年金保険料が会社経営上の負担となっていたので、

厚生年金保険料滞納について分割払いの相談を行うために社会保険事務所へ出向いた。その時社会保険事務所職員の指導に従い自分の標準報酬月額の訂正手続きに同意した。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、上記標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年5月2日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A市B局に勤務していた昭和20年4月1日から21年8月9日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同局には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B局から提出された在籍証明書により、申立人は、申立期間当時、同局に勤務していたことが確認できる。

しかし、A市B局の回答では、「保管していた人事カードにより申立人が勤務していたことは確認できるものの、当時の厚生年金保険に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の厚生年金保険の加入状況等については分からない。また、申立期間当時は厚生年金保険に加入しない従業員も在籍していた。」としている。

また、申立人がA市B局において一緒に勤務していたと記憶している1名の同僚は、「申立人のことは記憶しているものの、申立人の勤務期間については分からない。申立期間当時、厚生年金保険に加入していたか否かは不明であるが、戦時中の争乱時期なので加入していなかったかも知れない。」と供述しているところ、当該同僚は社会保険事務所の同局における厚生年金保険被保険者名簿に記録が無い。

さらに、A市B局に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた2名はいずれも申立人については記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 5 月 1 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の加入記録、申立人から提出された同社の給料明細書及び同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 9 月 25 日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の経理担当者は、同社は厚生年金保険料について翌月控除であると供述しているところ、申立人が所持している平成 7 年 10 月分の給料明細書において、申立人の給与から雇用保険料の控除が確認できるものの、健康保険料及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険の資格取得日が平成 7 年 10 月 1 日になった理由については不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 6 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた平成 9 年 5 月 6 日から 9 年 9 月 20 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録では、平成 18 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから当時の資料は確認できないが、同社事業主の回答では、「当時は入社と同時に雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険については特別な場合を除き、採用してから 3 か月程度を試用期間としており、入社後すぐには加入させていなかった。」としている。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた 3 名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた 2 名は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険の加入状況等については記憶に無い。」と供述している。このうち 1 名は、「自分は平成 9 年 6 月に入社したが、給与の支払いは一度も無く同年 9 月ごろに会社から退職勧告があり退職した。」と供述しているところ、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は 9 年 9 月 1 日、喪失日は同年 9 月 21 日であることが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のう

ち、連絡の取れた2名は、「申立人のことは記憶に無いものの、自分は、平成9年の7月ごろ入社した。」と供述しているところ、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿で確認できる当該従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得日は9年9月1日であることが確認できる。このため、同社においては、従業員を採用後一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行うという取扱いがあったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間において、被用者年金保険の被扶養者として国民年金第3号被保険者期間とされていることが、社会保険事務所の記録で確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 30 日から 59 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、A社（B店舗）に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の店長の氏名を覚えていると供述しているが、社会保険庁のオンライン記録から当該店長の氏名を確認できない上、当該オンライン記録から確認できた同社と同一名称の2社の事業主は、いずれも申立人を覚えていないほか、申立期間の雇用保険の加入記録も確認できず、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が勤務していたとされるB店舗は、社会保険庁のオンライン記録から、類似名称の事業所として「B社」及び「C社」の2社が確認できたものの、厚生年金保険の適用事業所となったのは、B社が昭和60年5月1日、C社が62年11月1日であり、いずれも申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社がD県E区内に所在していた」と供述しているが、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、社会保険庁のオンライン記録から確認できた同社と同一名称の2社は、いずれも申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から57年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険事務所の記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和57年5月31日の後の同年6月1日付けで、55年10月から57年4月までの期間は41万円が4万5,000円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の従業員は、昭和57年当時、会社の業績は悪化しており経営状況が厳しかったこと及び事業主である申立人から国民年金に切り替えるように伝達されたことを記憶しており、「経理及び社会保険関係を含め業務全般は申立人が掌握していた。」旨供述している上、申立人は、「申立期間当時、経営状況は良くなく厚生年金保険料が滞納となり、社会保険事務所で相談したことがあり、自身の標準報酬月額を引き下げるための届書を提出した記憶は無いものの、業務全般は申立人が掌握し、代表者印を管理していた。」旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減

額処理に関与していたものと考えてるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 5 日から 26 年 10 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 34 年 6 月 30 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 1 日から 40 年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち申立期間①及び②並びにB社で勤務した申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の同僚の「自分は昭和 21 年から働いていたが、その 4、5 年後に申立人が入社してきた」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の事業主は、既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①より後の昭和 26 年 10 月 1 日である上、同社の同僚は、「給与制度となる前の徒弟制度のころであり、小遣い程度を支給されるのみで保険料の控除はあり得ない」旨供述している。

申立期間②については、当該期間当時のA社の仕事場に関する申立人の具体的な供述及び同社の同僚の「申立人は、辞めたことはあったが、長い間いなかったとは思えない」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、同社

を退職した申立人が同社に復職していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の事業主は、既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

申立期間③については、B社の同僚の「申立人が昭和38年から2年くらい同社に勤務していたと思う」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の当時の事業主は、既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

また、申立期間②及び③について、A社及びB社に勤務していた同僚は、「当時、両社は、社員といっても日雇い勤務の者もあり、全員が厚生年金保険に加入していなかった」旨供述していることから、当時、両社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていない取扱いであったことがうかがわせる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 24 日から 25 年 12 月 5 日まで
② 昭和 34 年 9 月 25 日から 38 年 8 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 10 日から 41 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社のB事業所に勤務した申立期間①、C事業所に勤務した申立期間②及びD事業所に勤務した申立期間③について第1種被保険者である旨の回答をもらった。申立期間中、いずれの事業所でも坑内員として勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の「申立人は、申立期間①のB事業所、申立期間②のC事業所及び申立期間③のD事業所において、E課（坑内外の掘削設備等の管理、据付が主業務）の職員として、日常的に坑内作業を行っていた」との供述から判断すると、いずれの事業所においても申立人が坑内員として勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、A社の事業主は、「申立人の当該期間に係る厚生年金保険資格の得喪の届出、保険料の納付等の関係資料は保存されておらず、勤務実態を含め確認ができない」旨供述しており、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する申立期間①、②及び③に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者種別はいずれも第1種被保険者と記録されており、当該名簿には種別変更に係る落丁や不自然な訂正はなく、

社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

なお、これまでに収集した関連資料等から、申立人が申立期間①、②及び③において、第3種被保険者に種別変更されたことは確認できない上、申立人が記憶する複数の同僚に係る厚生年金保険の加入記録は、当該期間の大部分の期間において第1種被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料が第3種被保険者として控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 11 年 12 月 24 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 11 年 12 月 24 日付けで、4 年 3 月から 5 年 6 月までの期間は 53 万円が 8 万円に、同年 7 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円が 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 11 年 11 月までの期間は 59 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談した際、標準報酬月額を引き下げて穴埋めしようとの指導があり、代表者印を押した」旨供述していることから、申立人が代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、

申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 1 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 45 年 11 月から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の「申立人を覚えている」との供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社が保管している当時の賃金台帳において、昭和 46 年 2 月分及び同年 3 月分については、申立人の保険料控除等の記録が確認できるものの、申立期間に係る申立人の当該記録は見当たらない。

また、申立人は、A社における雇用保険の加入記録から、昭和 46 年 1 月 21 日に資格を取得し、同年 4 月 1 日に離職していることが確認できる上、同社が保管している厚生年金保険資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書から、同年 1 月 21 日に資格を取得し、同年 4 月 2 日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社の担当者は、「社員名簿に申立人の氏名が見当たらないため、当時、申立人は、臨時雇用又はアルバイトであったと考えられる」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年12月1日から11年3月1日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成11年3月1日から同年9月30日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から11年9月30日まで

A社に代表取締役として勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が誤っているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成11年3月1日から同年9月30日までの期間について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月1日の後の12年1月6日に、34万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成12年1月6日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、平成12年1月6日の標準報酬月額の訂正処理日には、自分のほかはA社に誰もいなかったと供述している。

さらに、申立人の前にA社の代表取締役であった申立人の兄は、「同社の従業員が代表者印を扱うためには申立人の許可が必要であり、代表者印は金庫に保管されていた。また、同社は、申立期間当時、経営が苦しかったと思う。」と供述している。

加えて、A社の複数の従業員及び取締役は、申立期間当時、同社において標準報酬月額をさかのぼって下げるような手続が行われたのであれば、代表取締役であった申立人がそのような事実を知らないとは考え難い旨を供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち平成10年12月1日から11年3月1日までの期間について、社会保険庁の記録によると、当該期間に係る標準報酬月額について、さかのぼった訂正等不自然な処理が行われた形跡は見られない。

また、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を持っておらず、このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 11 月 30 日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社は、平成 11 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日後の同年 12 月 1 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、9 年 12 月から 11 年 10 月まで 59 万円から 19 万円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、申立期間に係る標準報酬月額の記録の減額処理が行われた当時、申立人は、A社の唯一の取締役（平成 6 年 6 月 20 日に、取締役が 1 名となったため代表取締役の身分は抹消登記されている。）であることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 11 年ごろ 100 万円ぐらいの厚生年金保険料を滞納しており、滞納分が更に多くなると困る、これから先も払えないと考えて社会保険事務所に相談に行ったところ、社会保険事務所では「払えなければ仕方がない」と言われ、厚生年金をやめて滞納分を支払うことにした。「今まで払っていない分は払わなくてよい」と言われ、事業主として何枚かの用紙にサインし印鑑を押した旨供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の唯一の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 2 月 7 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、A社に係る申立人の厚生年金保険加入期間のうち申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 4 月から同年 12 月までは 59 万円、11 年 1 月から同年 7 月までは 50 万円、同年 8 月から 12 年 1 月までは 59 万円と記録されており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 12 年 2 月 7 日の後の同年 2 月 23 日付けで、申立期間の当初までさかのぼって、すべての期間について 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人はA社には代表取締役として勤務していたと供述しており、同社の商業登記簿謄本からも、前述の訂正処理が行われた時点で申立人が代表取締役であったことが確認できる。

一方、A社における当時の経理担当者は、「平成 10 年ごろから同社の経営状況が悪化し、社会保険料の滞納 (約 300 万円) があり、社会保険事務所から厚生年金保険料の滞納保険料の納付について呼出しを受けた。そのため、私が代表取締役である申立人の代わりに社会保険事務所に出向き、厚生年金保険の滞納保険料の整理について相談した結果、申立人の同意の上、申立人の標準報酬月額を調整して整理することとなった。」と供述している。

このことから、A社における代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。